

日本と東アジア諸国との FTA モデル¹

東アジアの経済協力地域の構築に向けて

早稲田大学 浦田秀次郎 研究会

2005年12月

清 宏史 名越 皓司

藤田 彩 安永 鷹太郎 横山 徹

¹本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、浦田教授（早稲田大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。（タイトルに脚注をつけてください。脚注は、「挿入」→「脚注」→「脚注」「自動脚注番号」、フォント8、脚注のフォントに関しては、以下同じ。）

要旨

FTA はその経済的なメリットのみならず、地域協力的手段としても用いられる。東アジア地域においては、90 年代後半に起こったアジア通貨危機をきっかけに地域統合へのインセンティブが高まった。日本も FTA の経済的なメリットや地域間協力に向けた取り組みとして、東アジア諸国との FTA の締結を進めている。東アジアは産業構造的にも多様で、かつ、日本とも相互補完的であり、日本が東アジア諸国との FTA を締結するメリットは非常に大きい。これまで日本は東アジア諸国を中心に、5 カ国との FTA の合意に達しており、今後も東アジア諸国との FTA 締結を推進していく考えである。これまで締結した FTA の内容の特徴としては、日本側の農業分野、東アジア諸国側は自動車と鉄鋼に関して、自由化交渉が難航しており、相互に十分な内容での合意に至っていない現状がある。

この論文の中で私たちは、まず、各国の産業構造、各産業の競争力の分析、日本との貿易関係について検証し、これまで締結された FTA についての特徴についての分析を行う。その分析を踏まえ、今後、日本が東アジア諸国との FTA 締結を進めていく上で、理想的なモデルについての提言を行いたい。また、日本が FTA を締結するにあたって、問題となるのが、国際的な競争力が低いと言われている、国内の農業についての問題である。農業分野は東アジア諸国の主力輸出品であり、必ず交渉の争点となる問題である。この農業問題の解決は東アジア諸国との FTA 締結、また FTA の高度なレベルでの合意に向けてのインセンティブとなるものと考えられる。

目次

はじめに

第1章 東アジアにおける地域間協力の高まり

- 第1節 日本の FTA 戦略の現状
- 第2節 地域間協力から FTA へ
 - 第1項 東アジア地域における協力の動き
 - 第2項 通貨危機後の二つのイニシアティブ
 - 第3項 地域金融協力体制を巡る論争

第2章 過去の FTA の考察

- 第1節 FTA による経済効果の理論的説明
- 第2節 地域間協力から FTA へ
 - 第1項 東アジア地域における協力の動き
 - 第2項 通貨危機後の二つのイニシアティブ
 - 第3項 地域金融協力体制を巡る論争

第3章 東アジアの産業構造

- 第1節 らせん形態経済発展モデル
- 第2節 高度化する三角貿易

第4章 日本の対東アジア FTA モデル考察

- 第1節 モデル考察に使用した指数説明
- 第2節 FTA モデル提言
 - 第1項 対中国
 - 第2項 対韓国
 - 第3項 対インドネシア

第5章 農業分野の関税引き下げと補助金支給制度の導入

- 第1節 日本の農業形態と競争力強化の方向性
 - 第1項 日本の農業の現状
 - 第2項 農業分野の競争力強化の方向性
- 第2節 ヨーロッパ共通農業政策 CAP
- 第3節 日本における補助金支給制度の導入
 - 第1項 関税の引き下げと農家への補助金の直接支払い
 - 第2項 制度の段階的な見直し

参考文献・データ出典

- 浦田秀次郎 (2002) 『日本の FTA 戦略』 日本経済新聞社
浦田秀次郎 (2002) 『FTA ガイドブック』 JETRO
浦田秀次郎 (2004) 『アジア FTA の時代』 日本経済新聞社
伊藤元重 (2002) 『日本の食糧問題を考える』 NTT 出版
伊藤元重 (2003) 『日中関係の経済分析』 東洋経済新報社
小浜裕久、深作喜一郎、藤田夏樹 (2001) 『アジアに学ぶ国際経済学』 有斐閣アルマ
木村福成・鈴木厚編著 (2003) 「加速する東アジア FTA」 ジェトロ
経済産業省 (2005) 『通商白書 2005』 経済産業省
JETRO <<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>> (2002/11/13 アクセス)

はじめに

これまで、世界全体に貢献してきた国際的な機関である、WTO や IMF といった機関は近年のグローバル化の進展によって、その機能を十分に発揮することが難しくなっている。その中で注目を浴びるようになったのが、FTA や地域間協力である。FTA や地域間協力は経済的には輸出促進効果や産業構造の効率的な転換、競争条件の改善などの効果をもたらし、また、政治・外交的にも国外の問題に対し、域内で取り組むべき問題として内在化するために、問題の解決に至りやすい、などのメリットがある。現在、その実行性が注目されている FTA や地域間協力の分野であるが、東アジアは他の地域に比べて、大きな遅れを取っているのが現状である。90 年代後半に起こったアジア通貨危機をきっかけに、東アジアでも地域間協力への動きの高まりを見せ、チェンマイ・イニシアティブやアジア債権市場育成イニシアティブなど、東アジア地域による金融面における協力や、2 国間における FTA の締結が加速することとなった。

このような東アジア地域の動きに対して、日本も東アジア諸国との FTA の締結を促進しようとしている。東アジア地域は他の地域に比べ、各国の産業構造が多様であり、日本との関係も補完的であるため、FTA 締結によるメリットは大きい。また、日本は東アジアの地域間協力の手段としても、FTA を推進しているため、東アジアの地域協力に対しても、東アジア各国との FTA の締結が望まれる。私たちはこの論文の中で、これからの日本と東アジア諸国との FTA に関して、どのような内容での合意が適切であるのか、また、FTA 締結に付随する日本の問題について考察していきたい。

第1章 東アジアにおける地域間協力の高まり

第1節 日本の FTA 戦略の現状

現在、グローバル化の急速な進展に伴い、世界的な潮流として、WTO を補完するものとしての 2 国間 FTA、もしくは地域単位での協力体制を形成しようとする動きが世界全体に進展している。WTO や FTA による貿易の自由化によって締結した国は双方に経済発展の利益を得ている。利益について、具体的に経済上のメリットとして輸出入市場の拡大や、より効率的な産業構造への転換、競争条件の改善の他、経済問題の政治問題化を最小化し、制度の拡大やハーモニゼーションをもたらすといわれ、また、政治外交上のメリットとしても、WTO 交渉における交渉力を増大させるとともに、FTA 交渉の結果を WTO へ広げ、WTO の加速化につなげる。また、経済的な相互依存を深めることにより相手との政治的信頼感も生まれ、日本のグローバルな外交的影響力・利益を拡大することにつながる。

本来であれば、自由貿易を推進するのは WTO の役割であるが、WTO はその加盟国間が膨大な数になるため、ラウンドごとの交渉時間が長期間に渡ってしまい、その機能を迅速に発揮させることが難しくなっている。

日本も今日まで自由化によるメリットを最大限活用し、経済発展を遂げてきた国であり、経済活性化の起爆剤としての役割を期待するためにもこのような自由化の流れには積極的に参加していくべきである。

では、効率的に最大限の効果を発揮させるためにはどのような基準をもって参加していけばよいのだろうか。第一に経済的基準、次に地理的基準、政治外交的基準、現実的可能性による基準、時間的基準等が考えられる。日本において東アジア・北米・欧州の 3 地域で貿易全体の 8 割を占めている中、貿易の自由化は先進国同士、産業構造のよく似た地域よりも産業構造の違う国同士の「棲み分け」を実現するにあたり大きな効果を発揮する。また、北米や欧州に比べ東アジアは日本に対し高い関税をかけている。緊密でありながらも高い関税障壁によって発展できない現状の改善も優先すべきであり、以上のような理由から東アジア地域の国々との貿易自由化交渉が日本にとって一番メリットの大きいものであるといえる。

現在、日本が締結している FTA に関しては以下の通りである。

シンガポール・・・2002 年 1 月締結
 メキシコ・・・2004 年 9 月締結
 フィリピン・・・2004 年 11 月合意
 マレーシア・・・2005 年 5 月合意
 タイ・・・2005 年 9 月合意

最初に締結されたシンガポールとの FTA では、FTA 締結の内容が「新時代経済連携協定」であり、財・サービス貿易の関税や非関税障壁の撤廃などの既存の FTA の枠を超え、知的所有権や環境政策、人の移動など経済全般に及ぶ自由化政策で、今後の日本の FTA のモデルとなりうるものであった。

現在日本が進めている対 ASEAN 地域の国々との貿易自由化について、日本は原産地規則等の共通ルールについては ASEAN 全体との交渉を行っている反面、ASEAN 地域内の各国の産業構造や経済発展の違いなどから具体的な締結については各国と行い、積み上げ式に ASEAN との貿易の自由化を実現しようとしている。

FTA は関税や輸入制限などを撤廃することで、締結国間で競争の促進や産業の移転などの効率の改善など、様々な効果をもたらすが、地域統合の手段としても用いられている。我々はこの効果をもって東アジア共同体の形成に寄与できるような日本の FTA を中心とする貿易自由化戦略について考えていきたい。

研究の流れとしては、はじめに東アジア地域全体における経済協力の流れと貿易自由化の必要性についてみていき、次に日本が具体的に行った貿易自由化交渉についてこれまでのケースを分析し、現在交渉中のケースや、まだ交渉の行っていないケースに当てはめていき、最適な自由化の形を考察するとともに日本の一番のネックでもある農業分野の自由化についても検証していきたいと思う。

第2節 地域間協力から FTA へ

第1項 東アジア地域における協力の動き

地域協力気運の上昇

1990 年代半ばまでは FTA の「空白地帯」と呼ばれていたアジア地域において、近年 FTA への取り組みが加速してきている。(図表 1-1) でも見るように、域内貿易は増加しており、2002 までの 10 年の間に 2 倍近くの増加を遂げている。

その要因として 1980 年代半ばからの世界的な地域統合気運の高まりや東アジア地域においては、今もなお、急速な成長を遂げている中国への各国の対応などが上げられる。ほかにも既存の地域協力機構 (APEC・ASEAN) の不振をあげることができる。APEC は参加国を拡大させたことによって、問題処理能力以上の複雑な問題を抱え込んでしまい、また、ASEAN も加盟国増加の影響で、先発 6 カ国 (ASEAN 6 : ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) と後発 4 カ国 (ASEAN 4 : ミャンマー、インドネシア、ベトナム、カンボジア) との間に格差と分裂ができてしまい、機能が低下してしまった。

また、1999 年のシアトルや、2003 年のカンクンでの度重なる WTO (世界貿易機構) 閣僚会議の決裂は、その後、グローバリズムを体現する WTO の多角的協議の停滞に大きな影響を与えたといえる。そのような中、WTO の停滞に対する代替、補完的な役割としての世界的な地域協力への期待、すなわち、世界的な FTA 網の広がりも多く見られた。さまざまな要因が絡み合っ、今日の東アジア地域を作り出しているが、地域協力機構を制度化するための主要な触媒としてまず肝心なのはアジア経済危機が起きたということである。

アジア通貨危機による地域協力の芽生え

アジア通貨危機が東アジアの地域協力に関して重大な出来事であったといえるいくつかの事例を提示していきたいと思う。

第一にアジア通貨危機が東アジアのほぼ全域に波及することによって、東アジア全体が共通の経済的な経験をすることでそれが一種の一体感を醸成する結果となった。

また、アジア通貨危機を対処すべき既存の地域協力機構としての APEC と ASEAN がほとんど機能しなかったことがあげられる。

最後に、経済危機の対処にかかわったアメリカと IMF への不満や反発がこれまでにないほど、高まったということにある。特にアメリカとともに融資を行った IMF の処方箋が結果として、事態をより悪化させてしまったということが東アジア内でコンセンサスとして出来上がってしまった。また、AMF（アジア通貨基金）構想に対して、地域統合を恐れたアメリカが反対したことも、反発が起きた。

今回の経済危機や今後起こるかもしれない経済危機に対して自分たちの力で対処しなくてはならないという教訓、すなわち金融的手段による地域統合の必要性、そして、新たな地域協力機構の必要性はアジア各国の政府をはじめ多くの関係者機関が学んでことである。

この先では、FTA の締結が直接の政策目標ではないものの、東アジア共同体に向けた各国の目標達成手段としてはじめに FTA が必要であるということを高めた、通貨危機後のアジア各国の協力的な金融に関する動きをみていくこととする。

具体的には二つのイニシアティブ（第一歩・手始め）の発展の経過を通じて目的達成手段としての FTA の必要性を見てゆきたいと思う。

第 2 項 通貨危機後の二つのイニシアティブ

① チェンマイ・イニシアティブ

1997 年から 98 年にかけて起こったアジア通貨危機の経験からマニラで 1999 年 11 月に行われた ASEAN+3 首脳会議において、各国首脳が「東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化」の必要性に言及した。これを踏まえ、2000 年 5 月にチェンマイ行われた ASEAN+3 蔵相会議において、東アジア域内における通貨危機のような事態の予防・対処のための二国間通貨スワップ取極のネットワークの構築等を内容とするチェンマイ・イニシアティブが合意された。これまでに、日本、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 9 カ国の間でこのネットワークが構築されており、その規模は、2005 年 4 月末時点では総額 395 億ドルに達している。

また、2005 年 5 月にイスタンブールで行われた ASEAN+3 財務大臣会議においては、チェンマイ・イニシアティブを、より効果的かつより規律ある枠組みにするための強化策として、①域内経済サーベイランスのチェンマイ・イニシアティブの枠組みへの統合と強化、②スワップ発動プロセスの明確化と集団的意思決定メカニズムの確立、③規模の大幅な拡大、及び④スワップ引出しメカニズムの改善を行うことについて合意がなされ、今後は、チェンマイ・イニシアティブの更なる強化に向け、マルチ化への方策等を検討していくことになった。

サーベイランス（監視）について 2001 年 5 月より政策協調の観点から、通貨危機の原因とも言える短期資本のフローについてボランティアベースで情報の交換を行って日本は現在 5 カ国（韓国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム）とデータ交換を実施している。

② アジア債券市場育成イニシアティブ

アジア通貨危機の再発を防ぐためにはアジアにおいて債券市場を育成することで、アジアの高い貯蓄率を域内の経済発展に必要な長期の投資に結びつけることが重要である。現在世界的にみても株式市場に比べて債券市場の発達は緩慢である。アジアにおいて日本でも国債はともかく、社債の流動性に関しては不十分だとする見方が多い。

では、なぜ株式市場だけでなく債券市場が必要かということを一言で言えば、「資本調達手段の選択肢が広がる」ということである。資金調達者から見れば、株式は返済義務のない資本であるが、株主による経営

参加を認めることになる。それに比べ、債券は額に対する一定の金利を加えた額の返済義務があるが経営への心配はなくなる。銀行による融資も多彩な銀行の中ではともかく選択肢が少ない場合、その銀行による直接的・間接的なある程度の関与を免れない状況になる。いろいろな資金の調達手段の中で経営者が最適な資金調達手段を選ぶことがとても重要である。資金供給者の立場からもこのイニシアティブの有用性を見ることができる。これも「投資先の多様化」に尽きる。債券市場のない国において投資先は株式投資か銀行預金程度しか存在しない。そこに政府債や企業債が加わることで、資金の投資が広がり、貯蓄率の高かった資金が域内の発展のために使われることと成る。

アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) は日本が中心となって 2002 年 12 月の ASEAN+3 非公式セッションにおいて提案、具体的検討を行っていくこととなった。

これは、債券発行主体の拡大・アジア通貨建ての債券の発行を促進することにより、市場に厚みを持たせる一方、債券市場育成のための環境整備 (保証・格付機関・決済システム等) を行っていくことを柱としている。2003 年 8 月の ASEAN+3 財務大臣会議(マニラ)では、各国財務大臣のリーダーシップの下、6 つのワーキンググループを通じて、早期の具体化に向けた作業を続けることが合意され、これまでに数多くの検討課題に精力的に取り組んできた。

これらの取組みにより、日韓両国政府の協力の下での国際的な債券担保証券 (CBO) の発行、タイにおける日本の国際協力銀行 (JBIC) や日本貿易保険 (NEXI) による信用補完を通じた日系現地合弁企業による起債、マレーシアやタイにおけるアジア開発銀行 (ADB) や国際金融公社 (IFC) による現地通貨建て債券の発行、アジアにおける債券市場や同イニシアティブの進展にかかる情報を発信するためのアジア・ボンド・ウェブサイトの立上げなど、具体的な成果が現れている。

こうした状況を踏まえ、2005 年 5 月にイスタンブールで行われた、ASEAN+3 財務大臣会議では、ABMI の更なる加速・推進及び域内各国の債券市場の更なる発展のために、現行のワーキンググループの体制を見直すこととし、各国の定期的な自己審査・情報の一元的管理のための新たな体制整備や域内通貨バスケット建て債券の研究の開始 (ABMI・ロードマップ)、将来のアジアにおける国際債券市場の発展に向けた検討 (アジア・ボンド・スタンダード) の開始等について、合意がされた。

現在、アジアにおける債券市場は成長を続けている。(図表 1-2) から分かるようにしかしながら、資金調達手段としての債券は日本を除くすべてのアジア地域において銀行借入れよりも小さく、またドイツなど先進国に比べても小さいことがわかる。

アジアにおける債券市場の発展の可能性はまだ潜在的であるといえる。

第 3 項 地域金融協力体制を巡る論争

通貨危機後、本格的に行なわれてきた地域金融協力 (特にチェンマイイニシアティブ) に対して、アメリカや欧州諸国、国際通貨基金などは AMF 構想に反対してきたことから分かるように、様々な論旨で反対をしている。彼らの主張として主なものを取り上げていくと、次のようなものになる。

第一に東アジアの地域金融ファンドが既存のグローバルな機構よりも効率的に経済問題を診断し解決ができるのか、経験などの面で既存の国際的な機構の方が多様な提示が出来るのではないかという主張である。

次に、東アジアで作られた金融ファンドが効率的に管理、運営できるのかという懐疑論である。先例としての EU とは違い、東アジアは地域統合に関する伝統が希薄であり、ガイドラインとして欧州の例を用いるのは東アジアの性格上通貨統合はおろか、金融協力の発展でさえ、多大な費用と時間のかかるものとなるというものである。

第三として地域金融協力機構の設立により、各国内で深刻なモラルハザードを誘発するのではないかという点である。

最後に IT 化とグローバル化の進んだ現在の世界の状況において地域金融協力はグローバルな金融統合の妨害要因になるのではないかという点である。

このような反対意見としては、第一の意見に対して取り上げた国際金融市場の安全性に対する東アジア諸国と先進国各国の危機感のギャップなどの意見があげられる。通貨危機後、一時は改革の必要性が叫ばれたがその後の経済の早い回復傾向により改革の心理はだいぶ色あせてしまった。実際、脆弱な安全性に対し身をもって知った東アジア諸国からすれば、必要性の認識に違いが出てくるということである。これは第二の意見に対する理論的な根拠とも言える。統合に対する共通認識という意味で通貨危機は大きな役割を果たしたといえるだろう。

第三の根拠は地域協力に限らず、国際的な協力機関においてもいわれている問題である。東アジア協力機構が国際通貨基金や他の域内金融協力体制よりもモラルハザードによる困難な経験をするのは考えにくいと考えられる。また域内協力体制はグローバルな協力体制を補完する役割も担っているといえよう。

第四の意見に関してグローバルな基準に対して現実的、政治的に受け入れられるのかという点がある。金融業務の行動規則、財政政策の共同管理などの代替的な基準に各国は受け入れのために法の改正や新法の制定などの必要性があり、これらの実行の可否の不透明さからもグローバルな金融統合は難しい問題であると考えられる。

そのほかにも地域金融協力を支える理論的な根拠はいくつかある。歴史的、経験的に特定地域内の協力はEUのそれや他の協力からもわかるようにその地域の多国間貿易の自由化と金融市場のグローバル化に大きく貢献するといえる。また、現在の地域主義の推進力は20世紀初頭のブロック化のような概念ではなく、むしろ世界経済への参加のきっかけとしての性格を持っている。

東アジアの大部分の国が政策目標として「輸出増大と外国人直接投資を誘発すること」としているため、その点を良く理解したうえで形成しようということが伺える。

さらに現在東アジアの国々は未来の金融危機に備えて、必要以上の外国為替を保有している。(図表1-3)からも分かるように、通貨危機の回復後、今もなお増加傾向にある。このことは経済の規模や貿易状況からすると異常であるといえ、資源配分の非効率性を招く。そのような問題の解決策として、各国の出資金をプール金とすることで必要なときに借用でき必要以上の資産を持つ必要がなくなるという意味で、地域金融協力は大きな役割があるといえる。

これまで見てきたように、通貨危機という共通の経験によって、地域協力気運の芽生えが出来つつあるといえる。その具体的な取り組みとしてその後の金融協力の動きに関しては、チェンマイ・イニシアティブもより具体的なコンディショナリティーの策定や規模の拡大、また、債券市場育成イニシアティブに関しても政府の協力のもとさらなる投資状況の改善が必要不可欠であろう、さらには金融協力の是非などもまだ議論の余地があるといえる。しかし、このような金融協力体制の動きやアジア各国ひいては世界全体の動きから見ても、地域統合はアジア各国に大きなメリットを与えるものと考えられる。カネの動きとしてこれまで見てきた金融協力があるように、ヒト・モノの観点から見るとその第一歩が締結までの機動性や国内の構造改革の面から見てもFTAであるように考えられる。

東アジア地域協力という大きな目標において各国とのFTAの締結を一つの到達点と考え以下ではFTAについての考察を行ないたいと思う。

第2章 過去の FTA の考察

第1節 FTA 経済効果の理論的説明

一般的に、FTA 締結の経済的効果は、域内の関税や輸入数量制限などの撤廃が域内に直接的影響を及ぼす静態的効果と、生産性上昇や資本蓄積を通じて間接的に経済成長を促す動態的効果の2つに分けられる。

静態的効果のうち、プラスの効果として、加盟国間の関税撤廃により、貿易が新たに創出される効果を貿易創出効果という。他方、マイナスの効果があると考えられるのが、貿易転換効果である。これは、ある国が、効率的な生産を行う国との間で貿易取引があった場合に、FTA 締結による関税撤廃で、非効率な生産を行う加盟国からの財が安くなることにより、効率的な国(地域)からの輸入を代替してしまうことをいう。

また動態的効果は、交易条件効果、市場拡大効果、競争促進効果の3つに分けられる。まず、交易条件効果とは加盟国間の貿易量の拡大が非加盟国に影響を及ぼすことを通じて加盟国の交易条件を改善させる効果をいう。次に、市場拡大効果とは、自由貿易や投資が促され、市場が拡大することにより企業の生産が一定規模まで増し、加盟国の経済成長がもたらされる効果をいう。最後に競争促進効果とは、市場が競争的になることで、独占や寡占が弱まり、消費者や他の企業にメリットが及ぶ効果のことをいう。

近年の FTA 締結の背景には、市場の魅力が増すことで外国からの直接投資が促される、市場拡大効果や競争促進効果を期待しての影響が大きいといえる。

第2節 地域間協力から FTA へ

日本はこれまでアジアにおいてシンガポール、フィリピン、マレーシア、そして今年9月のタイとの正式合意など、近年東アジア各国との FTA を設立させてきた。

日本側の関心事項としては、鉱工業品関税や投資ルール、サービス貿易の自由化、政府調達、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等が挙げられる一方、東アジア諸国の関心事項としては、物品関税、人の移動、協力案件等々である。このように、日本と東アジア各国とでは主要関心事項が異なるため、それらの協議が交渉の主題となった。また、自由化が困難な品目については、お互いが考慮を払うなどの歩み寄りもみられた。

では、それら FTA を個別にみていくことにする。なお、シンガポールとの FTA については、シンガポールの基幹産業に農業がないこと、ほぼすべての品目の関税率が実行ベースですでにほぼゼロになっており、FTA を締結しても現状に変化が生じないなどのシンガポール側の事情により、締結が非常にスムーズに行われたことから、ここでの交渉内容の考察としては省いておく。

第1項 対フィリピン

貿易額の大きい鉱工業品、農林水産品の合意内容については次のとおりである。

フィリピン側による自由化としては、鉄鋼について日本からの輸出量の60パーセント以上について関税即時撤廃。自動車、自動車部品については2010年までに関税を撤廃、一部品目は即時撤廃。電気、電子部品については10年以内に関税撤廃が合意された。

日本側による自由化としては、鉱工業品についてほぼすべての品目において関税即時撤廃が合意された。

農林水産品に対しては日本の輸入上位品目であるバナナ、パイナップル、鶏肉、マグロ、カツオについて関税撤廃あるいは関税割当を約束したことは大きい。また、フィリピン側はぶどう、りんご、なしを即時関税撤廃した。しかし、農業分野においては、双方ともセンシティブ品目において例外を多く設けており、踏み込んだ内容であった鉱工業品に比して、まだまだ保護の域を向け出していないことが分かる。

このように、日本が主張していた鉱工業品の関税撤廃実現や、農林水産品における多くの品目の例外化を見てもわかるようにこれらの分野では、フィリピン側が譲歩したといえるであろう。というのも、その背景には、フィリピンが最重要課題と主張していた看護師、介護士の日本受け入れ問題の基本的枠組みができあがるなどの具体的な進展があったことが大きいといえる。

その他の協議については、サービス貿易分野において、現状から後退させないことを約束し、特定のサービス分野（建設、運輸）を新たに自由化する。投資分野においては内国民待遇、最恵国待遇およびパフォーマンス要求の禁止事項を含めた透明性の高い投資ルールを整備。知的財産、競争政策、ビジネス環境整備においてはそれぞれ強化に向けた協議、協力、協議のための枠組み設置の合意がなされた。

第2項

鉱工業分野において、マレーシア側の自由化としては鉄鋼製品の関税は10年以内に撤廃される。また日本側の自由化もほぼすべて即時撤廃である。懸念の自動車分野であるが、10年以内に関税撤廃、そして、マレーシアの市場拡大に向けた競争力向上のための協力を行うことに合意した。

対マレーシア FTA の日本の大きな関心事は自動車と自動車部品の市場アクセスを増大させることにあった。それは、日本の産業界がマレーシアを東南アジア諸国連合（ASEAN）における中核工業国とみなしているからである。しかし、マレーシアは国民車産業の保護政策を堅持する姿勢を崩さず、自動車の関税の即時撤廃要求に強く抵抗したため、交渉は行き詰まり、日本側にとっては長期間と思われる10年間で段階的に関税撤廃を行なうということで妥協した。

農林水産品についてマレーシアの輸出関心主要品目のうち、パパイヤ、マンゴー等熱帯果物、えび、バナナ等については日本側が関税撤廃、あるいは関税割当を約束。マレーシアの輸出品1位である合板については再協議。

その他の協議であるが、サービスにおいては、断続的改善のための見直し、それらに影響を与える法令、関連措置の透明性を高めていくことを確保した。また、投資についてはさらに拡大、円滑化するための枠組みを提供する。知的財産、ビジネス環境整備についてはそれぞれ協力の基盤提供、仕組みの設置がなされた。また、協力の分野では、日本とマレーシアでは農業分野交渉が進んでおり、日本の水準の高い農業技術援助を約束し、貧困地域で栽培される農産物に限って特別枠を設けることにするなど、日本の交渉力を強める狙いもあるのだが、日本の農業技術レベルは高く、これがアジア諸国への援助の形で導入されれば、両国ともに便益を得られる結果となるだろう。

第3項 対タイ

鉱工業品については日本、タイ双方がほぼすべての品目について10年以内に関税撤廃。この分野での交渉は難航し、即時撤廃を望んだ日本の要求はまたもや通らず、妥協した形となった。また、技術協力や人的資源開発を通してタイ鉄鋼産業の発展を助けること、タイが「アジアのデトロイト」になる夢を実現するために、自動車部門でタイ労働者5000人を訓練するなど支援策を決定した。

農林水産品に関しては、えびなど水産（加工）品、マンゴーなど関税即時撤廃など、日本への輸入全体に占める農林水産物のシェアは4分の1と大きいだけに、この分野では、500品目以上で関税が撤廃された。

日本にとって、タイは ASEAN 最大の直接投資先であるし、タイのサービス産業は高い保護が与えられており、割高なコストを支払っている分、サービス、投資について期待は大きかったが、タイ側は慎重な姿勢を見せていた。こちらは、まだ保護的な内容が残るものの投資ルールなどの枠組みについて確認した。日本政府はまた、マッサージ師、料理人などの入国問題に積極的な姿勢をみせ、人的移動の緩和がなされた。対タイ FTA においては、多くの日タイ協力プロジェクトを行うことが決定され、日本とタイの結びつきの強化が図られていることがわかる。

以上、みてきたように、これらアジア各国との FTA においては、鉱工業品、特に自動車においてアジア各国の保護的政策と日本の主張する即時撤廃で交渉が難航したものの、段階的関税撤廃に至った。また、今回除外品の多かった農業分野での更なる開放も今後、必要であるが、サービス貿易や協力などの分野でも、活発な経済提携が幅広く展開されることで、日本とアジア各国の結びつきはさらに緊密なものになることが期待できる。

第3章 東アジアの産業構造

第1節 らせん形態経済発展モデル

東アジアにおける産業の発展形態については、これまで「雁行形態産業発展モデル」がその理論的支柱となってきた。赤松要（1962）によると、雁行形態発展は三つの理論に整理されており、すなわち、[1]特定の国の産業が輸入、国内生産、輸出の過程をたどる状態、[2]特定の国の発展において産業が高度化する状態、[3]途上国が先進国を追いかける形で経済発展する状態について、産業の競争力等を見ると雁行形態が観察されるとしている。

しかし、工程間の分業ネットワークが高度に発展した東アジアにおいては、このような国境を越えた工程間の分業を考慮していない産業を単位とした分析では、発展形態や経済圏としての競合性、補完性を十分に把握できなくなっている。このため、東アジアの産業構造の特質を反映することを目的として、中間財と最終財を軸として国際競争力を二次元に展開した上で多面的に分析を行った。

ここで扱う下記の国際競争力指数チャート（図表3-1）は、横軸を中間財、縦軸を最終財の競争力指数としたグラフである。国際競争力指数は、貿易総額（輸出+輸入）に占める貿易収支（輸出-輸入）の割合を表す数値として定義されている。指数は-1~1の範囲の値をとり、1に近ければ国際競争力が強く、-1に近いと国際競争力が弱い状態を示している。

貿易産業分類で定義された産業について中間財、最終財の国際競争力を評価すると、一般的には産業が成熟化するにつれて国内供給型から中間財特化型の産業構造へと時計回りの過程をたどると考えられる。国際競争力指数チャート上の各象限は、そこに位置する産業の特性を表しており、この特性に応じて成長経路を以下の通り説明できる。

まず国内供給から始まった産業は、安価な賃金を活用して次第に組立部分で強さを発揮し、中間財を輸入して最終財を輸出する組立生産型へシフトする。その後、技術レベルの向上等の理由により最終財だけでなく中間財にも競争力を付けて、どちらも国際的な輸出競争力を持つ国内一貫生産型の産業へと成長していく。しかし円熟期を迎えた産業は、賃金の増加等を主因として組立部分の競争力が失われていく中で、より資本集約的な中間財生産へ特化していくことになる。最終的には、産業が全体としては比較優位性を失い、中間財も輸入超過となり、国際競争力を失う。ただし国際競争力チャートは、産業全体の貿易動向の傾向を示しているものであり、産業全体で見ると最終財、中間財ともに輸入が輸出を上回る状態になるが、産業内でも特定の品目、分野に特化することで競争力を維持することは可能である。通常、一貫生産型産業構造に入ってきた産業は、発展過程で得られた高い技術レベルや確立されたブランド等を活かして、高品質、高機能の製品に特化し差異化することで国内外の市場で競争していく。

この考え方によると産業は発展していくにつれて、国際競争力指数チャート上で時計回りの円形の軌跡を描いていくと考えられるが、その過程では、技術の進展等産業の高度化が進んでいくことになる。国際競争力指数チャートは二次元で展開しているが、空間的に賃金、技術や付加価値のレベルを表す軸を加えると、

産業の発展経路は産業がらせん状の階段を上りながら成長していく様に見えることから、ここでは上の考え方を「らせん形態発展仮説」と呼ぶこととする。

(図表 3-2 参照)

我々は国際競争力指数を用いて、東アジア各国の各産業がどの程度の競争力を有しているのか分析を行った。(図表 3-3)

この分析を通じた総合的判断として、東アジア域内では、日本、NIEs、中国、ASEAN がそれぞれの経済基盤の特性に応じた産業の競争力を有しており、生産面で補完的な経済圏が成立していること、しかもその補完性は各国の経済成長や生産技術の段階に応じて変化していることが分かる。

第2節 高度化する三角貿易

企業立地の最適化の進展によって形成された東アジアの工程間分業ネットワークは、労働集約的な肯定賃金が安い地域で行うことを基本的な形態としている。すなわち、日本・NIEs が高付加価値な部品・加工品を生産し、賃金が安い中国、ASEAN がその中間財を輸入し、組立作業で最終財を生産し、最終消費地である米国やEUなどに輸出していると考えられ、生産・組み立て・消費の場所がそれぞれ異なる「三角貿易構造」が成立していることを示している。(図表 3-4) このことは図表 3-3 から明らかとなっている

図表 3-5 は三角貿易構造における貿易額の推移と全体の貿易に占める割合を示したものである。これによると、三角貿易による貿易額は 1990 年から 2003 年にかけて 5 倍以上に成長している。さらに、世界全体の貿易においては、1990 年の 11.7% から 2003 年の 23.1% へと、三角貿易のシェアが倍以上に伸びていることが分かる。これらの事実は、三角貿易の枠組みにおける貿易取引が東アジアの貿易額を牽引する形で急増していることを示している。

次に、この三角貿易構造が産業別に成立するかを確認するために「三角貿易指数」を導入し、定量的評価を試みたい。この指数は東アジアと欧米の間で成立している三角貿易の強度を示している。

$$\eta_i = \frac{Int_i^{China \cdot ASEAN} / Int_i^{Japan \cdot NIEs}}{Int_i^{World} / Int_i^{Japan \cdot NIEs}} \times \frac{Fin_i^{US \cdot EU} / Fin_i^{China \cdot ASEAN}}{Fin_i^{World} / Fin_i^{China \cdot ASEAN}}$$

Int_{iEX}^{IM} : i 貿易産業における中間財の EX (輸出国) から IM (輸入国) への輸出額。

Fin_{iEX}^{IM} : i 貿易産業における最終財の EX (輸出国) から IM (輸入国) への輸出額。

産業別に見た三角貿易指数の推移は図表 3-6 の通りである。

グラフの傾向からは、食料品、輸送用機械を除き、ほぼ全ての産業において三角貿易構造が強化されていることが読み取れる。特にその傾向が顕著なのは、 η が 0.15 を超える繊維、科学、鉄鋼、非鉄、電気機械、精密機械、雑貨、玩具であり、三角貿易構造は産業横断的に成立していることが分かる。

これまで述べてきた三角貿易のモデルでは、中国と ASEAN を中間財の組み立てを行う場所として定義しているが、現実には、日本・NIEs からの直接投資を通じて技術移転が急速に進んだ結果、中国・ASEAN では組み立て生産に必要な中間財の調達を、輸入ではなく地域内の生産に依存する割合が高まっている。(図表 3-7) ところが、三角貿易指数の動向で示したように、殆ど全ての産業において三角貿易の構

造が強化されている。これは中間財の現地調整さんが進展する一方で、日本・NIEsからの中間財輸出が中国・ASEAN向けに集約されていることが影響しているためであり、東アジアが重層的に発展していく中で、高度に分業化された開放的な経済域の成長基盤として三角貿易構造が構築されてきたことを証明している。

三角貿易を通じて中国・ASEANからの欧米向け最終財輸出が拡大しているが、図表3-8から日本・NIEsから欧米向けの輸出も同様に増加している傾向が読み取れる。

このため、日米間と米中間での取引されている単価の比較を行った。図表3-9では1995年と2003年の比較を行っているが、圧倒的な割合で日本からの輸出品目の単価が高いことが分かる。そして、同じ品目の対米輸出でも日本と中国とでは付加価値の高さが違うものが取引されていることが分かる。

また、図は中国・ASEANから日本・NIEsへの中間財輸出が同様に増加していることを示している。

先ほどの事例と同様に、日中韓の輸出品目を単価の支店から比較評価を行ったのが右記の図である。

そして、この分析においても、同品目の輸出においては日本のほうが単価が高い状態が続いていることがよく分かる。

以上の分析から分かることは、三角貿易の外にある貿易取引、すなわち中国の対日輸出・及び日本の対米輸出は付加価値の違いなどに反映される貿易財の差異化を進めつつ取引が拡大していることがわかる。三角貿易構造が基盤となって効率性の高い生産息として成長を続ける東アジア経済は、三角貿易構造内の取引のみならず、三角貿易外の貿易も質の異なる財に集約させることで活性化しており、日中米の3極で形成される三角貿易は多層的な発展を見せているといえよう。

三角貿易構造の強化、高度化は東アジアにおける裾野産業の成長や資本集約的な産業基盤の厚みが増した結果実現されたものといえる。しかも、この貿易構造は域内だけの閉鎖的なものではなく、欧米との貿易関係の緊密化を通じて世界経済の成長を牽引するダイナミズムの源となっている。三角貿易の拡大は、生産工程のより付加価値が高い部分を担うようになってきた東アジアに成長の原資をもたらし、さらにそれが域内の需要を喚起することで、世界経済に対して外需や投資機会を提供する望ましい経済的連鎖が生まれているといえよう。

第4章 日本の対東アジア FTA モデル

第1節 FTA モデル考察に使用した指数説明

私たちは各国の産業構造を把握する際のメインの指標として以下の3つの指数を使った。産業内貿易指数と、国際競争力指数、そして保護率と関税率のデータである。以下ではそれぞれの指数の説明、そしてそれから何が分かるかを説明していく。

◆産業内貿易指数： 04年 (図表4-1)

算出方法は X を日本から相手国への輸出額、 Y を相手国から日本への輸出額、として計算し $[(X+Y) - |X-Y|] / X+Y$ で算出する。輸出入額のデータは JETRO (国際貿易振興機構) を参照した。数値が1に近いほど、双方向で活発に貿易がなされており、0に近いほど、一方的に貿易が行われているということになる。東アジアではかつては産業間貿易が主流であったが、その比率は年々低下している。よって産業内貿易の貿易額に注目すること無しに各国との貿易関係は分析できない。産業内貿易指数とは、貿易額における二国間での産業内貿易での優劣をこれによって示すことができ、二国間での、ある産業の比較優位性を判断することができる。

◆国際競争力指数： 80年、90年、00年、03年 (図表3-3)

(出所 通商白書2005年 経済産業省)

輸出-輸入/ 輸出+輸入 で算出する。我々がこの指数を使うにいたったのは、経済産業省の国際競争力指数の特徴に注目したからである。経済産業省の国際競争力指数中間財と最終財、別個に算出している。そこで、中間財と最終財の国際競争力のバランスを見ることによって、現在その産業が、東アジアの経済発展形態である雁行形態の中で、国内供給型産業なのか、組み立て型産業なのか、そして一貫生産型産業なのか、中間財特化型産業なのか(前章参照)どの位置に属する産業なのかを把握することができるからである。さらに80年、90年、00年、03年のデータが公表されており、より確実に各国の各産業の発展度合いを把握することができ、今後発展を続けられるか否かの推測をすることが可能になった。

◆関税障壁と非関税障壁による保護率： 97年 (図表4-2)

(出所 GTAP data base)

各国の産業ごとの保護率。内外価格差(国内価格と国際価格の差)を計測して、それを保護率としているので、その差の中には関税と非関税障壁によって生じる差が含まれていると解釈する。

◆関税率： 01年 (図表4-3)

(出所 GTAP data base)

各国の産業ごとの関税率を示す。

この二つ数値の高低によって各国の各産業に対する保護意欲を大まかに知ることができる。

以上の三つの指数を中心に、各国の国の政策、状況などに照らしながら日本に最適な FTA の締結モデルを提言していこうと思う。なお対象とする国は、東アジアでも中心的な役割を担う中国、韓国、ASEAN、その中からまだ日本が FTA を合意および締結をしていない国の中から、中国と韓国、インドネシアに決定した。次の項では、それら三カ国の FTA モデルについて提言していく。

第2節 FTA モデル提言

第1項 対中国

1978 年から始まった改革・開放路線は、四半世紀以上、中国に年率二桁近い高い成長をもたらした。今や中国は、実質的に世界一高い経済成長を遂げているとって過言ではないでしょう。さらにその中で、経済の国際化が大いに進み、人口 13 億という巨大市場を反映して、大量の直接投資を呼び込んだ結果、中国は輸出入ともに日本を上回るようになり、米国とドイツに次ぐ世界第三位の貿易大国となった。中国ほど FTA 交渉で条件を備えた国は少ないといえる。なぜなら、中国は発展途上国でありながら、現在世界第三位の貿易大国、世界第 7 位の経済大国（04 年度）でもある。つまり、発展途上国と先進国の部分を兼ね備えているわけであり、様々な国・地区との FTA 締結で融通が利くのである。

さらに、中国市場そのものが国際化している点も FTA 締結に有利である。すなわち、中国には世界各国各地の多国籍企業を中心に外資系企業が進出し、中国企業と競合しつつ、今や、世界で流通しているありとあらゆる物品を生産し世界の工場となっている。中国市場そのものが FTA 的状況となっているともいえるのである。中国が FTA を締結するという事は、こうした在中の外資系企業そしてその母国にとっても大きなメリットがある。それはもちろん日本にも言えることである。中国は、現在、世界最大の外資受入国であり、今後も外資導入を積極化していく方針に変わりはない。同時に、在中外資系企業や中国企業が海外展開する時代に入っている、ということつまり、中国との FTA 締結に向けた環境は、整備されつつあるといえる。

中国が FTA 締結するに当たって良い条件を持っていること、中国と FTA を締結するメリットは大きいということを説明した上で、これから日中 FTA のモデルを提言していく。産業は食料・農業、繊維製品、化学製品、鉄鋼・非鉄金属、電気機械、輸送機械と分けた。そして、各産業を国際競争力指数、産業内貿易指数、保護率、関税率などのデータから分析し、関税即時撤廃、関税数年以内撤廃、関税 10 年以内撤廃の三段階に分け、それぞれの産業にどの関税撤廃の仕方が適当かを提言していく。

農業、食料品

まずは農業・食料品を見ていこう。農業の保護率は日本が 58.4% で中国は 41.3% であり、食料品は日本が 50%、中国は 37.4% であり、両国ともに高い数字を示している。また農業・食料品の関税率も日本が 30.2、中国が 37.6 とこちらも両国ともに高い関税率を示している。この二つのデータからは両国ともに農業、食料品に対して高い保護意欲を示していることがわかる。農業は競争力がないので保護が必要であるというのが従来の見方であり、その結果、両国とも農業保護政策が実施されてきたが、農業の競争力は向上するばかりか低下する一方である。この結果は保護を過度に行ったために、競争力をつける前に競争力意欲すら奪われてしまったことによるものであろう。実際保護によって、競争力が失われている農産品も多いはずである。両国ともに、農業の競争意欲をかきたて、農業を強化するには自由化が必要であるといえる。両国の過度の農業保護政策の負の利点が多かったところで、自由化の考える際に、考慮しなければならないのは、二国間での競争力である。二国間での競争力を測る指標となる産業内貿易指数を見ると、

0.06の中国の黒字であり、中国の日本に対する圧倒的な競争力が確認される。両国ともに高い保護率を保っていることは共通の上で、中国片方のみがこれほどまで貿易高で差をつけていると、もし自由化された場合、中国の商品に日本農家が大打撃を受ける可能性がある。その可能性を考慮し、日本の農家に配慮すると徐々に、競争意欲を高め、競争力をつけながら関税を撤廃するのが好ましいといえる。さらに、日本の農業は政府と大きな関係を持っている。そのような内部事情を考えると、即時撤廃というのは現実的に難しく、最長の10年以内に関税撤廃を提言することが妥当だといえる。

農業・食料品＝10年以内撤廃

繊維製品

国際競争力指数を見ると、日本はすでに最終財においては全く競争力を有しておらず、中間財に競争力を有すのみであり、中間財特化型産業である。これはらせん型経済発展では衰退産業であることを意味している。それに対して、中国はかつて日本と同じように組み立て型産業であったが、徐々にその競争力は増してきている。03年には中間財も競争力を有してきており、一貫生産型産業の域に入ろうとしている。また二国間においても、産業内貿易指数は0.04の中国黒字であり、中国が日本に対しても圧倒的な競争力を有していることが分かる。ここで保護率と関税率を見ると97年時の保護率は日本10%、中国25.7%であり、00年の関税率は日本9%、中国は20.5%である。中国の方が日本より保護意欲が高いことがこの二つのデータから伺える。中国が20%近い保護率を保っていることが懸念材料だが、それ以上に中国の日本および世界に対しての圧倒的な競争力、そして日本の衰退、を考えると、これ以上日本が繊維産業を保護する理由は見当たらない。労働集約型産業の典型である繊維産業は、豊富な労働力を抱える中国に任せて、日本はより高度な付加価値の高い産業へ資本を投入したほうが日本全体にとってのメリットとなるであろう。よって繊維産業に関しては、関税即時撤廃を提言する。

繊維産業＝即時撤廃

化学製品

次に化学薬品を見ていく。00年から03年にかけて最終財、中間財共に両財の競争力は低下しているが、まだまだ最終財に競争力を有しており、組立型産業である。また日本を見るとこちらは純粋な中間財特化型産業である。保護率は日本が1%に対し、中国は9.7%であり、関税率は日本が1.1%であり、13.0%である。日本に比べて中国は化学製品に対しては高い保護意欲を持っていることが分かる。産業内貿易指数は0.57であり、日本がやや多く輸出している。両国の産業構造を見てみよう。日本は中間財に競争力を持っているのに対し、最終財は競争力を持っていない。反対に中国は中間財に競争力を持っていないが最終財は競争力を持っていない。この状況下だと、もし関税が撤廃されても日本が輸出して脅威となりうるのは中間財であるので、中国には問題は無い、さらに中国は輸入した中間財を組み立て、最終財とすることによって技術が進歩し最終財のみならず、やがては中間財においても競争力を身につけることができる。よって即時に関税は撤廃する方が両国のメリットとなるといえる。よって、即時に関税撤廃を提案するのが望ましい。

化学製品＝即時撤廃

鉄鋼・非鉄金属

次に鉄鋼・非鉄金属を見ていく。こちらは化学製品とよく似ており、中国の鉄鋼・非鉄金属は00年から03年にかけて最終財、中間財共に両財の競争力は低下しているが、まだまだ最終財に高い競争力を有しており、強力な組立型産業である。また、日本は最終財の競争力が失われているものの、中間財は競争力が増してきて中間財生産に特化しつつある様子が見られる。日本が中間財特化型であり、中国が組立型であることは、補完的な産業構造であるといえる。保護率を見ると、日本は1%中国は9.7%であり、中国は日本よりも高い保護意欲を見せている。産業内貿易指数は0.26であり、この日本の大幅輸出超過という事実は中国も慎重にならざるを得ない。しかし、もし関税が撤廃されても日本が輸出するのは中間財であるので、中国には問題は無い、さらにそれを組み立て、最終財とすることによって技術が進歩し最終財のみならず、やがては中間財においても競争力を身につけることができる。よって、即時関税撤廃を提案するのが望ましい。

鉄鋼・非鉄金属＝即時撤廃

電気機械

日本は、中間財、最終財ともに強い競争力を持っていた1990年から、徐々に支配的な地位が弱まりつつあるが、まだまだ中間財、最終財共に競争力を有しており、一貫生産型産業の部類に属する。中国は90年代には国内供給型であったが00年代から組み立て型産業へと移行したが、成長は止まっており、まだ大きな競争力を有していない状態にある。保護率は日本が0%であり、中国は11.9%である。機械類の関税率を見ても日本は0%であり、中国は11.5%と、中国は日本に比べて高い保護意欲を持っていることが分かる。また産業内貿易指数は機械機器は0.97で両国間では非常に活発な貿易がなされている。日本が一貫生産型であるということは、貿易が自由化されてしまうと相手国の産業を圧倒的な競争力で衰退させてしまう可能性があるということである。また、相手が国内供給型であるならまだしも、組み立て型産業という今後成長する可能性がある産業である場合には、競争力がつくまで保護して成長させてから自由化させたというのは当然である。貿易自由化によって中国国内産業が打撃を受ける可能性もあり、中国側も慎重にならざるを得ないだろう。よって、この分野に関しては関税即時撤廃というわけにはいかず、相手の要求に応じて数年以内の関税撤廃が妥当である。

電気機械＝数年以内に撤廃。

輸送機械

輸送機械では、日本が中間財、最終財ともに支配的な競争力を維持している。中国はまだ中間財、最終財ともに国際競争力を持つ段階に至っていない国内供給型である。さらに持続的な成長は確認できず、このままで今後飛躍的な成長を遂げることは考えにくい。二国間においても、輸送機械の代表格である自動車の産業内貿易指数をみても0.01に日本の黒字であり、二国間においても日本が輸送機械において圧倒的な競争力を持っていることがここからわかる。産業構造だけを見ると、中国はまだ輸送機械産業において保護して成長させる、という段階には至っておらず、まずは日本のような外国企業の直接投資によって技術やノウハウを学び、ある程度最終財に競争力がついてきてから保護育成を始めるのが妥当である。だが、保護率と関税率を見ると、日本が両産業とも0%であるのに対し、中国は20.5%と18.9%という高い保護率を保っており、ここから中国の保護意欲の高さが伺える。中国のこの保護意欲が高さを見ると関税即時撤廃は難しいところである。よってここは間をとって、数年以内に関税撤廃を提言する。

輸送機械＝数年以内に撤廃

日本の特徴としては、ほとんどの産業が中間財特化型、および一貫生産型に位置していることが挙げられる。繊維、鉄鋼、化学、については最終財の競争力が失われつつも、中間財の競争力は維持して中間財特化生産型の産業構造になっている。輸送機械は一貫生産型産業に属しており強い国際競争力を有している。電気機器は一貫生産型産業に位置しているが、支配的であった競争力が弱まる傾向にある。また、日本は組み立て型産業に強みを持つ産業を持たないことも観察される。全体的に見ると、電気機械や輸送機械に強力な競争力を保ちつつ、中間財特化型産業が多いという産業構造である。

そして、中国の産業は、全体的に組立工程に強みを有している経済構造であることが分かる。鉄鋼、化学製品については、最終財は強く、中間財は弱い組立型産業を形成している。繊維は中間財も強くなり、家電等を追いかけるように組立型を脱却しつつある。輸送機械、精密機械については、まだ競争力を有していない状態にある。

両国の産業構造を合わせて見てみると、中間財特化型の産業構造をしている日本と対照的に、中国は、中間財生産に特化した構造を持つ産業はまだ存在せず、組み立て型の産業構造をしている。繊維、化学、鉄鋼等の産業はまさに日本が中間財特化型産業、中国では組立型産業の構造となっている。第1章で述べているように FTA が大きな効果を発揮する条件である“産業構造の違う国同士の「棲み分け」”がしっかりしていると、即時撤廃が可能である。それだけでなく、電気機械、輸送機械においても数年以内の貿易自由化は可能であろう。

FTA 締結による貿易自由化によって、さらなる貿易の活発化、円滑な産業移転、東アジアの経済発展の流れを考えると、その後には両国にとって良い結果が待っている。さらには文化的交流によって親近感を高めた国民の動きがやがては政治をも動かすはずである。その一連の流れが長年冷え切っている両国の関係を本当の意味において溶かしてくれることを期待する。

第2項 対韓国

韓国は工業国のなかでは FTA への取り組みが遅れているとの認識から近年その取り組みを強めている。今年四月にチリとの FTA が発効し、シンガポール、日本とも FTA 交渉中である。韓国は歴史上、日本の隣国として、その政治的、文化的にも密接な関係にある国のひとつである。それだけに FTA を通じた深い経済の相互依存関係を構築する必然性は大きく、相互の市場の開放による国内の活力の増進や企業の連携等、揺るぎない日韓関係の発展のためにも FTA 締結を推進すべき国である。その目標の元に、日韓 FTA については、両国シンクタンクにより共同研究が行われた後、両国財界人によるビジネス・フォーラムにより包括的な経済連携協定を目指すべきとの共同提言が出されている。しかし、これまで数回に渡り両国で FTA 交渉がなされているが、韓国側は、「日本が農業分野の開放に消極的である限り、近い将来の進展は難しい」と見ており、また日本側も農業開放には依然消極的なままで、今後も交渉は難航しそうな見通しである。

また、日韓だけの関係ではなく、今後の日中韓を中心とした東アジアの経済関係を如何に進展させるかにつき共通のビジョンを韓国と十分議論すべきである。特に、日韓 EPA/FTA の締結が実現した後の中長期的課題として、日中韓三国間の経済連携の可能性や東アジアにおける経済連携に向けた方策等につき議論を進めることも求められている。

農業、食料品

まずは農業・食料品を見ていこう。農業の保護率は日本が58.4%で韓国が110.9%であり、食料品は日本が50%、韓国は37.7%であり、両国ともに高い数字を示している中、韓国の農業に対する保護率は非常に高い。また関税率も日本が30.2%、であるのに対して韓国が81.7%とこちらも韓国が非常に高い関税率を示しており、全体的に農業・食料品の保護率は韓国の方がかなり日本より高いと言える。そして、二カ国間での競争力を比較するために産業内貿易指数を見てみると0.04の韓国の黒字であり、一見、韓国の方農業、食料品においては比較優位があると思われる。しかし、日本より遥かに高い保護率、関税率を見ると、そうではない。むしろ日本の方が比較優位性はあると言える。

日韓の農業は小規模家族経営が多いなど共通点が多い。また韓国系シンクタンクの中には農業の競争力において日本に勝てる品目はなく、日韓FTAでは主要な農産品目は除外しておくべきだとの意見もある。さらに両国とも農業従事者の高齢化が進んでおり、将来的に農業生産が持続できるかの疑問もあり、両国とも農業分野に関する交渉においては消極的な姿勢が見られ、交渉は難航するであろう。長期的な視野で関税を撤廃するという意味を込めて、農業、食料品の分野に関しては、10年後の関税撤廃を提言する。

農業＝10年以内撤廃

繊維製品

まずは繊維製品を見ていこう。まず日本の繊維産業だが、表から見ても分かるとおり中間財のみに競争力を有しており、完全な中間財特化型産業だと言える。数字を細かく見るとわずかながら、中間財、最終財共に競争力は低下している。それに対して、韓国はかつて中間財、最終財ともに大きな競争力を持つ一貫生産型産業であったが、中国の対等と共に、徐々にその競争力は減って来ており、03年には中間財の競争力は激減し、日本と同じように中間財特化型産業の域に入ろうとしている。ここで保護率と関税率を見ると97年時の保護率は日本10%、韓国8%であり、00年の関税率は日本9%、韓国は10%である。韓国も日本も保護意欲はほぼ同レベルであるといえる。ではここで二カ国間での競争力の目安となる産業内貿易指数を見てみよう。0.74の日本の赤字であり、やや保護率がほぼ日本と同じであることを考えれば、韓国のほうにやや比較優位があると言えるであろう。保護意欲が同じであること、日本の繊維産業は中間財特化型産業でもう大きな成長が見込めないこと、そして韓国がいまだ一貫生産型産業であり、日本に対して比較優位を持っていることを考えれば、日本は韓国に繊維産業を任せの方が日本としては効率的な経済活動を行える。よって繊維産業に関しては即時撤廃を提言する。

繊維産業＝即時撤廃

化学製品

次に化学製品を見ていく。韓国は80年、90年の国内供給型を経て、00年からは中間財特化型産業と変化している、産業発展の流れが不自然ではあるが、今後も中間財のみに競争力を有した形だと思われる。また日本を見るとこちらは純粋な中間財特化型産業である。保護率は日本が1%に対し、韓国は6.7%であり、関税率は日本が2.3%であり、7.0%である。この二つのデータを見ても韓国は日本よりも高い保護意欲を示していることが伺える。二カ国間の競争力を示す、産業内貿易指数を見ると、0.43で日本がやや一方的に輸出を行っていることが分かり、韓国の保護意欲の高さも考慮すると、化学製品においては、日本の方が韓国より高い比較優位性を持っていることが分かる。この比較優位性を見た場合、すぐにでも関

税を撤廃するのが望ましい。しかし、化学製品は韓国の主力輸出商品のひとつでもある。韓国側は中間財に競争力を持つという中間財特化型産業という点において、産業構造が一致している日本との競争は避けたいはずである。以上のことを考慮すると、数年以内に撤廃を目指すべきであろう。

化学製品＝数年以内に撤廃

鉄鋼・非鉄金属

次に鉄鋼・非鉄金属を見ていく。韓国の国際競争力指数の変遷を見ていくと、80年代に一貫生産型ではあったのだが、90年代から組み立て生産型に退化している。また、日本は最終財の競争力が失われているものの、中間財は競争力が増してきて中間財生産に特化しつつある様子が見られる。日本が中間財特化型であり、韓国が組立型であることは、補完的な産業構造であるといえる。保護率を見ると、日本は1%、韓国は4.9%であり、韓国は日本よりもやや高い保護意欲を見せていることが分かる。産業内貿易指数は0.67であり、日本が韓国に対してやや多めに輸出を行っていることになる。ただ、日本が中間財特化型で韓国が組み立て型産業だということは、関税が撤廃されて貿易が自由会されたとしても、補完的な貿易関係が築けるということの意味している。鉄鋼、非鉄金属製品に関しては関税即時撤廃を提言する。

0.67

鉄鋼・非鉄金属製品＝即時撤廃

電気機械

日本は、中間財、最終財ともに強い競争力を持っていた1990年から、徐々に支配的な地位が弱まりつつあるが、まだまだ中間財、最終財共に競争力を有しており、一貫生産型産業の部類に属する。また韓国も80年代の国内供給型から徐々に競争力をつけ、00年以降は一貫生産型産業へと成長を遂げている。その競争力は韓国の輸出品目でも一位につけることから伺える。では保護率と保護率は日本は0%であるのに対して韓国は8%、機械類の関税率は日本が0%であるのに対して韓国は3.4%となっている。韓国の、非常に高いとは言えないが、日本よりはやや高い保護意欲が伺える。では産業内貿易指数はどうだろうか、機械機器の指数は0.6で日本の貿易黒字で日本のほうが韓国よりやや多めに輸出しており、比較優位性があるといえる。ただ機械類は付加価値の高い産業であり、韓国側はしっかりと育成したいはずであり、簡単に関税撤廃とはいかないだろう。漸進的に関税撤廃を目指していく必要がある。少しずつ関税を撤廃しながら、韓国の国内電気機械産業に競争力をつけさせ、関税が撤廃されるころには両国とも同等レベルの競争力を持ち、互いに競争し成長していくという形が理想である。よって電気機械に関しては10年以内に関税撤廃を提言する。

電気機械＝10年以内撤廃

輸送機械

輸送機械では、日本が中間財、最終財ともに支配的な競争力を維持している。また韓国もここ20年で確実に成長を遂げ、03年には一貫生産型産業の域に達した。韓国の輸出品目ランキングでも上位に位置しそ

の地位を確実なものにしつつある。保護率は日本が0%であるのに対し韓国は4.6%、関税率は日本が0%、韓国が3.4%である。電気機械と同様に、二つのデータからは電気機械に対して韓国の非常に高いとは言えないが、日本よりはやや高い保護意欲が伺える。ではここで、同様に、輸送機械の代表格である自動車の産業内貿易指数を見ていく。すると数値は0.2で日本の黒字、日本の一方的な輸出が確認できる。この時点で二国間でも輸送機械、自動車においては日本の方が比較優位があると言えるだろう。ただ輸送機械のように機械類は付加価値の高い産業であり、電気機械と同様に韓国側はしっかりと育成したいはずであり、簡単に関税撤廃とはいかないだろう。なので、漸進的に関税撤廃を目指していく必要がある。少しずつ関税を撤廃しながら、韓国の国内輸送機械産業に競争力をつけさせ、関税が撤廃されるころには両国とも同等レベルの競争力を持ち、互いに競争し成長していくという形が理想である。よって輸送機械に関しても、10年以内に関税撤廃を提言する。

輸送機械 = 10年以内撤廃

日本の特徴としては、ほとんどの産業が中間財特化型、および一貫生産型に位置していることが挙げられる。繊維、鉄鋼、化学、については最終財の競争力が失われつつも、中間財の競争力は維持して中間財特化生産型の産業構造になっている。輸送機械は一貫生産型産業に属しており強い国際競争力を有している。電気機器は一貫生産型産業に位置しているが、支配的であった競争力が弱まる傾向にある。また、日本は組み立て型産業に強みを持つ産業を持たないことも観察される。全体的に見ると、電気機械や輸送機械に強力な競争力を保ちつつ、中間財特化型産業が多いという産業構造である。

韓国の特徴としては、鉄鋼は組立産業としての位置を占めている。そして、強い国際競争力を持っていた繊維は徐々に競争力を失いつつある。しかし、そのような労働集約型産業が競争力を失っていく代わりに、輸送機械や電気機械などの資本集約型産業が力をつけてきている。輸送機械は中間財の競争力が向上し組立型産業構造から中間財も輸出する形に発展している。電気機械も同様に中間財、最終財ともに競争力を付けてきた。韓国は日本を追随するような形の産業構造を持っており、日本に似てきていると言える。産業構造が違うほどFTAのメリットが増大するという説から考えると、日本がFTAを締結するのは難しい国の一つだと言える。

第3項 対インドネシア

インドネシアは世界第4位の人口2億人を抱え、人口・国土共にASEAN加盟国で最大を誇る大国である。今後、政治社会情勢の安定化を追い風に巨大な消費財市場となることが期待されている。

1990年代半ばには発展途上国の中でも注目される存在であり、それはOECDが中国、インドとともにインドネシアを「21世紀の3大経済大国」と呼んだことから伺える。しかし、近年では人口がインドネシアより少ないブラジル、ロシアがインド、中国と共にBRICsとして注目されているのに対して、インドネシアは通貨危機後に底堅い景気回復を続けてきたにもかかわらず、世界経済の中での注目度・存在感が弱まっていることも否めない。

そのような状況のもと、インドネシア政府は懸案となっている国内政治の安定化・国内経済改革に優先的に取り組み、一方でFTAへの取り組みには消極的といわれてきた。

しかし、2003年6月の首脳会談において、2国間の経済連携協定の可能性を模索すべく、両国政府の実務者が作業を行うことが合意され、今年の7月には自由貿易協定(FTA)を柱とする包括的経済連携協定の締結に向けた初の本交渉が行われた。

インドネシアの産業構造を見ると、輸送機器は国内供給型の段階にあり、成長力の弱さが顕著である。一方で、その保護率は9.6%と、他の産業と比較しても高い水準にある。そこで輸送機器の代表格、自動車産業について検証したい。インドネシアには、他のASEAN加盟国同様に自動車産業の重要性を認識し、長年にわたって国内メーカーの保護育成政策を採用してきた歴史がある。その代表的な政策が、1996年から実施されていた国民車構想のもとで導入された、部品国産化率が高いほど関税を下げる「国産化ポイントシステム」であった。しかし、この政策は1999年にこの政策がWTO協定違反となり撤廃され、このときからインドネシアの自動車産業はWTOルールにのっとった新自動車政策のもと自由化の方向に進みだした。ところが、インドネシア政府は自動車産業において、あらゆるFTAに対し中立的な立場を表明している。完成車の関税は2003年度において65%と依然高い水準にあり、産業の育成途上に自由化の波を受ける自動車産業は、FTAによって大きなダメージを受けることが予想される。

しかし、産業の保護に固執して自由貿易を妨げてしまうのは、両国にとって好ましい状況とは言えないだろう。インドネシアの日本との関係は深く、2004年のインドネシアの日本への輸出総額は約180億ドルであった。その額は実にインドネシアの総輸出額の2割以上に当たり、日本からの輸入総額の倍以上にのぼる。また、日本にとっても液化天然ガス・天然ゴム・石炭・ニッケル・エビなどの輸入においてインドネシアは最大の貿易相手国となっている。

日本インドネシアFTAにおいて、インドネシアは自動車産業の開放を進めると共に、産業内貿易指数から競争力のあると判断できる農林水産物や燃料など第一次産品の市場の解放を要求し、その分野での輸出を伸ばそうとするのが自然な形だろう。自由貿易政策を進めてきた日本ではあるが、農作物や食料品の保護率は依然として極めて高いのが現状である。しかし、先日に大筋合意されたタイとの経済連携協定において日本は農水産品の保護について譲歩する姿勢を見せた。日本インドネシアFTAにおいても日本は可能な限り市場を開放し、双方がそれぞれ比較優位性を持つ産業をより伸ばしていけるようにすることが求められる。

農業・食料品

農業・食料品、特に魚介類の分野に関してインドネシアは圧倒的な競争力を持っている日本がインドネシアから輸入している食料品のうち約8割が魚介類、しかもその半数以上はインドネシアが最大輸入相手国となっているエビである。インドネシアの食料品が日本に対して競争力を持っていることは、0.04という非常に低い産業内貿易指数からも明らかである。日本からの輸出高は少なく、インドネシアの関税率も5.0%と低い水準となっている。97年の保護率は農業が5.2%であるのに対し、飲食料品が14.8%とやや高を示している。ところが01年の農業・食料品の関税率を見ると5.0%と低い水準を示しており、この分野への保護意欲は低下していることと判断でき、その点からも関税の即時撤廃が可能と判断できる。

農業・食料品＝即時撤廃

繊維製品

最も成長を続けている産業のひとつで、現在は国際競争力指数から一貫生産型の産業構造に分類される。97年の15.6%という保護率と比較すれば2001年の関税率は8.6%とやや低下しているものの、それでも他の産業に比べてやや高い関税率を示している。産業内貿易指数も日本に対し0.47の黒字を示しており、競争力の高さがうかがえる。現在の水準で成長を続けることができれば日本への保護の必要性はなくなると思われ、数年以内の関税撤廃を目指すことは十分に可能だと思われる。

繊維製品＝数年以内に撤廃

化学製品

低水準ながら成長を続けている産業で、現在は組み立て型に分類される。産業内貿易指数は0.8、日本からの輸入が輸出をやや上回っている。97年のインドネシアの保護率は7.1%、01年の関税率は4.4%と低下しており、やや低い水準を示している。国際競争力指数を分析すると、日本が中間財特化型、インドネシアが組み立て型の産業構造をとっており、両国は相互補完的な関係にあるため、即時撤廃による自由貿易が可能であるといえる。

化学製品＝即時撤廃

鉄鋼・非鉄金属

国際競争力指数を分析すると、組み立て型から一貫生産型の産業構造への転換が見られる産業。近年急速な成長を示しており、将来的には中間座一過型産業構造への成長が予想される。97年の保護率は8.1%、01年の関税率は5.9%と低下しながら、やや低い水準を示している。保護による育成が必要と思われるが、産業内貿易指数の値は0.28と、日本からの輸入が輸出を大幅に上回っていることから、即時撤廃は難しいと考えられる。よって、数年以内の関税撤廃を目指すのが妥当であろう。

鉄鋼・非鉄金属＝数年以内に撤廃

電気機械

急速に成長している産業で、国際競争力指数を分析すると現在は一貫生産型の産業構造をとっており、中間財特化型への成長が見込まれる。国際的な競争力も高く、産業内貿易指数が0.51と偏りは見られるものの日本との貿易は双方向に活発に行われている。97年の保護率が8.1%、01年関税率が2.8%と、この産業への保護は弱まっており、市場開放への動きが高まっていることが伺える。よって、関税の即時撤廃は可能である。

電気機械＝即時撤廃

輸送機械

国際競争力を分析すると、日本が長きに渡って一貫生産型の産業構造をとっているのに対し、インドネシアは20年間以上も国内供給型が続いている。97年保護率の25.4%という数字と比較すると、9.6%という01年の関税率は大幅保護が弱まっているといえるが、それでも他の産業に比べると依然として保護の度合いは高いといえる。0.01という非常に低い産業内貿易指数からも、インドネシアの競争力は非常に弱いことが伺える。長年の保護でも国際競争力は伸びなかったため今後の飛躍的成長の期待が低いこと、そして現在この産業が市場開放による市場活性化の方向に進んでいることから、即時関税撤廃が可能であるといえる。

輸送機械＝即時撤廃

日本の産業構造の特徴は対中国 FTA モデル提言の箇所で述べたとおりである。インドネシアの特徴としては、中間財特化型の産業はないまでも、多くの産業で競争力のある一貫生産型の産業構造形態が見られることである。そしてそれらは順調な成長を見せている。また産業保護の度合いにおいても、97年のデータに比べて01年データでは多くの産業において明らかに保護率は弱まっており、市場開放に向けた動きが見られる。

日本とは構造的に合致する産業もあるが、質や技術の面ではやはり日本に優位性が存在し、両国の競合性はあまり強いものではないだろう。FTA 締結によって両国の補完的關係が強まることを期待したい。

第5章 政策提言：農業分野の関税引き下げと補助金支給制度の導入

第1節 日本の農業形態と競争力強化の方向性

第1項 日本の農業の現状

近年、日本政府は FTA の締結を加速させているが、FTA 締結に際しての最大の焦点となっている農業分野の扱いについては以下のように言及している

- ◆ WTO を中心とした多角的貿易体制の維持・強化を基本に、補完的な役割として、EPA（経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）を積極的に推進していく
- ◆ EPA、FTA 交渉では、食の安全の確保、農林水産業の多面的機能への配慮を十分にし、個別品目の関税撤廃については、例外品目や経過期間を設定して、品目別の柔軟性を確保する。

以上の2点からも分かるように、日本は FTA 交渉を進展させていきたいと考えていながらも、農業分野の開放に関しては慎重な態度を示している。そして、FTA 交渉を進展させるに当たっては、農業分野の競争力の強化、現在の構造の改革が必要であるが、改革に関しては一向に進んでいないのが現状である。そのため、FTA を締結したにも係らず、関税撤廃の除外分野、もしくは長期的に関税を撤廃する、とされ、特別な分野として扱われているのである。特に、国内と国外の内外価格差が大きい品目に関しては、非常に高い関税が課せられており、FTA 交渉でも具体的な品目は以下の通りである。

- (ex) コメ・・・490%
 バター・・・330%
 砂糖・・・270%

FTA による経済的メリットと農業分野の開放などによる損失額に関しては、現在、様々な試算が行われているが、一般的には農業分野の開放による損失額は FTA 締結による経済的利益を上回らないものとされている。そのため、純粋な金額だけで評価してみるならば、FTA を締結することは多くのメリットをもたらすために、締結に関しては問題にならないはずであるが、農業分野は日本において、センシティブ品目としての特有の問題を備えているために、開放までに踏み切れていないという状況にある。日本の農業分野が開放されない理由、競争力が低い理由としては、農業関係者による政治力の影響と日本の農業の生産形態・補助金の使い方の非効率性が挙げられる。

先ず1つ目に、農業関係者による政治力の行使の問題である。日本の農業形態が小規模かつ非効率的であり、生産額に対する補助金の額が非常に大きいものになっているのは後述するが、もし、日本が新たに FTA を締結し、関税を撤廃することになった場合、競争力のない農業分野は損害を被る可能性が高い。日本の農業従事者は一般的に小規模であり、関係者人口も少ないために、日本全体で見た損失額が少ないものであったとしても、農業関係者一人当たりの受ける損害額がどうしても大きいものになってしまう。そのため、農業関係者は団結し、強力な政治力を発揮、FTA 締結に対して抵抗することで、日本を FTA 締結の推進に慎

重なる姿勢に留めさせている。逆に、日本が FTA の締結により得られるメリット、すなわち、農業分野の開放に踏み切れずに逸したとされる損失分に関しては、国民全体で享受することになるために、一人当たりの損失額に関しては少ないものになり、問題が顕在化しにくいという悪循環に陥っている。

日本の農業分野の競争力が低い理由の 2 つ目として、日本の農業形態、そして、補助金の使い道が非常に非効率であることが挙げられる。

日本の農業形態であるが、図表 5-1 より、現在の総農家戸数がおおよそ 360 万人（平成 15 年）、その中の構成比でも、専業農家の割合が 20, 0%、第 1 種兼業農家の割合が 13, 1%、第 2 種兼業農家の割合が 66, 8%となっている。そして、65 歳以上で構成される高齢専業農家の割合は専業農家 20, 0%のうち、11, 4%である。

また、昭和 45 年から平成 15 年までの、日本の農業分野全体の傾向としては、専業農家や第 2 種兼業農家の減少に比べて第 1 種兼業農家の減少が非常に急であること、日本の総農家戸数自体は減少し続けていること、また、高齢専業農家に関しては、殆ど目立った減少が無く、農家戸数のかなり高いウエイトを占めるようになってきていること、などが特徴として挙げられる。（図表 5-1 参照）

経営耕地規模に関しても、農家の構成比同様、昭和 45 年から平成 15 年までの変遷で見た場合、日本の農業分野は小規模な耕地経営農家の数が多いのが特徴で、2, 0ha 以上の農家の数の変化に関しては、数自体は徐々に増えてきてはいるものの、ほぼ横ばいの状態であると言えるが、2, 0 以下の規模の農家に関しては減少傾向にあり、特に 0, 5ha 未満などの小規模な農家ほど、減少傾向にあると言える。

以上のことから、また、図表 5-1 から、日本の農業分野の現状として、依然として兼業農家、特に第 2 種兼業農家の割合が高く、農業従事者の高齢化が進行していること、そして、耕地面積に関しても小規模な農家の数が多く、農業従事者が全体とし減少傾向にあるということ、

また一方では、

①専業農家の減少率が兼業農家の減少率と比較して高くないこと

②2, 0ha 以上の日本の中では比較的大きな農地経営規模の農家に関しては、減少と言うよりも、寧ろ微増していること、

その点は日本の農業分野の中では特殊な扱いとなる、北海道でも同様であったことに

注目しておきたい。

さらに、補助金の割合や用途に関しても日本の農業分野は非常に効率が悪いものがあると言える。図表 5-2 から分かるように、日本の国内総生産額平成 10 年から 15 年までにかけて、おおよそ 500 兆円で推移しているが、その内、農業生産額が占める割合は約 1%である。貿易の分野に目を向けると、日本からの輸出総額に占める農産物の割合は約 0, 5%であり、逆に、輸入総額に占める農産物の割合は約 10%となっている。図表 5-2 では、日本の一般会計国家予算額に対する農業分野への関係予算は全体の 3%強を占められており、金額ベースで比較してみても農業生産額、約 5 兆円のおおよそ 50%が農業関係予算、つまり、補助金によって占められていることが理解できる。国民総生産額 500 兆円に対して、一般会計予算が 80 兆円強であることから、農業分野はその生産額に対して、非常に手厚い保護を受けていると言える。

農業分野への予算の使用に関しても、非常に不明瞭かつ非効率となっており、（伊藤元重著『日本の食糧問題を考える』NTT 出版 p39～p102）この予算の使途に関しても、見直す必要があると考える。また、予算のいよう用途に関しても、後述する EU の CAP による予算用途とは大きく異なり、農業分野の構造改革には結びつかない用途となっている。

第2項 農業分野の競争力強化の方向性

FTA により完全なゼロ関税での自由貿易が行われる場合、ヘクシャー＝オリーンの貿易理論でも言われるように、各国の生産要素賦存の差により、比較優位に則った貿易関係が展開されると考えられる。特に、農業分野に関して言えば、生産するための条件として、広大な土地や気候などの要素が必要条件となってく

る。日本の農業分野を開放することについて、先程述べたように、日本の農業分野は、外国の農産物に対して競争力を備えた上での開放が望ましい。

日本が競争力を強化するに当たって注目すべき点は、先程、日本の現状の把握のところでも述べた、

① 専業農家の減少率が兼業農家の減少率と比較して高くないこと

② 2, 0ha 以上の日本の中では比較的大きな農地経営規模の農家に関しては、減少と言うよりも、寧ろ微増していること、

の 2 点である。

日本はこれまで、農業分野において数々の政策を導入してきた。特に、この表の最初の年代である昭和 45 年、すなわち 1970 年は、日本の農業の中心に位置する米に対する減反政策が本格的に始まった年であり、表では 1970 年以降、農家の戸数が急激に減少しているのが理解できる。この中でも特に、第 1 種兼業農家、また、小規模な農家であればある程、減少率が急激であることは前述した通りであるが、上記の①と②はその中でも際立った特徴であり、競争力が高いために様々な政策に対しても競争力を持っているという証拠であると考えられる。

日本の農業分野が競争力を備えるためには、

1、専業農家の割合を高める

2、経営規模の大きい農家の割合を高める

以上の 2 点が必要ではないかと考える。

但し、専業農家の割合、経営規模の大きい農家の割合の双方を高めるためには、ただ専業農家や耕地面積を拡大すれば良いと言うものではない。例えば、アメリカや中国のような国は広大な土地を保有していたり、人件費が安かったりと、日本とは大きく違った条件が存在することから、同様の政策を導入したことにより、同様の成果を挙げられるとは考えにくい。

そこで、日本が現実的に取り組めるものとして、EU で導入された政策である共通農業政策 (CAP = Common Agricultural Policy) の中の、農家に対する補助金支給制度をモデルに提言を行いたい。EU 域内の国々は農業に対しての技術は十分であっても、国土が十分に広いわけではなく、高コストがかかってしまうことから、アメリカや中国などのように、農業に適した環境であるとは言い難い。そのため、EU はこれまで、日本と同様、農産物に国際的な競争力が無く、域内に高い関税を敷くことで農業分野を保護してきた。

EU が、そのような高い関税による域内保護から、競争力を持ち、関税を下げることに成功したのは、CAP の導入、そして、その内容を国際的な競争力を持たせるように、段階的に変化させていったためである。

私たちは日本の農業形態を考えた上で、アメリカのような農業生産体制をモデルとして目指すのは困難であり、EU の農業政策が日本の農業構造を変化させるモデルとして、大きなヒントになるのではないかと考えた。日本が取り組むべき農業政策の導入について、最初に、EU で導入されている CAP の説明を行いたい。

第2節 ヨーロッパ共通農業政策 CAP

共通農業政策自体は EU の前身である、欧州経済共同体 (EEC) の設立条約であるローマ条約 (1958 年) により、樹立が規定されているが、これは、ヨーロッパにおいては、各国とも農業分野への保護主義的性格が強く、域内における調整が不可欠であるとの考えからであった。ここでは、生産や価格政策を EU が実施し、これを補完する政策を各加盟国で行うという形態を取っていたが、これは域外の国々に対しては輸入課徴金を設け、域内に対しては市場価格を国際価格よりも高い水準に設定、さらに、輸出品に対しては輸出補助金を出すことにより、域内生産の増産を目指すものであった。そして、CAP の前身となる共通農業政策が 1962 年に導入された。

しかし、このような政策が域内の生産過剰に繋がり、余剰生産物の在庫負担や補助金付き輸出にかかる負担など、EU の財政を圧迫するものになってしまったために、92 年に CAP の内容の抜本的な改革が行われることになった。

92 年の CAP 改革におけるポイントは、

- ①最低価格の引き下げ
 - ②直接支払い制度の導入
 - ③生産調整の義務付け
- の 3 点である。

ここでは、市場介入が行われる最低価格（介入価格）を引き下げることにより、国際価格と市場価格の乖離を縮小することで国際的な競争力を強化、その引き下げによって農業従事者が被ると予想される所得減少分を直接支払い制度により保証するというものである。

92 年の CAP 改革は生産抑制による過剰在庫の縮小、市場均衡による価格の安定などで効果があったのであるが、ウルグアイ・ラウンドに続く WTO 新ラウンドによる国際貿易の一層の自由化の動きや、EU の拡大のなどの問題に直面し、これらの問題を克服しなければならなくなった。

この中で、中東欧諸国の EU 加盟に備えて、EU の今後の政策方向を示したのが「Agenda 2000」である。

Agenda 2000 における、CAP 改革の主要なポイントは、

- ①介入価格の更なる引き下げ
 - ②直接支払い単価の引き上げ
 - ③直接支払いに関する制限の導入
 - ④市場制度と並立する CAP 第 2 の柱としての農村開発政策の位置付け
- の 4 点である。

ここでは、介入価格をより一層引き下げることにより、生産をより市場志向的にすることを目的としている。

Agenda 2000 の中で EU 拡大に伴う支出増大の可能性を見越して採択された予算案が 99 年 3 月のベルリンの特別欧州理事会で合意された。共通農業政策予算の上限額は、2000 年～2006 年の 7 年間について年平均 400 億ユーロ以上、更に 7 年間で総額、約 300 億ユーロの農村開発及び動植物衛生に関する経費を追加することで合意された。各年度の配分は図表 5-3 の通り。この図表の中で、CAP の予算が農業分野の構造改革に対して組まれたものであるかが理解できる。これは、日本の農業に対する予算（図表 5-4）とは決定的に異なる点である。

そして、CAP が導入され、EU 域内で農業への取り組み方が変わってからの農家の戸数及び平均経営規模等の推移は図表 5-5 の通りである。

図表 5-5 のデータで注目してもらいたいのは、農地の 50ha 以上の戸数と農地の平均面積の数値である。

備考の中にもあるように、年を経るに従い、EU への参加国が増えているために、1960 年代から 2000 年にかけて総農地面積は約 2 倍となっているが、50ha 以上の農家の割合はこの同じ期間の中でも、151, 6 ポイントから 603, 3 ポイントと、他の数値と比べ飛躍的に増加している数値であることが分かる。50ha 未満の農家の戸数が微増していたり、あるいは、減少していたりする数値があるのと比較してみると、CAP の農家への補助金支給政策の導入が大規模な農家の比率を高めることに、いかに成果を挙げてきたかが理解できる。さらに、平均農地面積に関しても、1960 年代の 10, 3 ポイントから 2000 年は 18, 7 ポイントまで増加しており、CAP 政策の導入によって農家一人当たりの平均所有面積の大規模化にも成功しているということが分かる。

ここで大事なのは、CAP 政策を導入した結果、関税が引き下げ、その見返りとして補助金が支給されることで、その損失分を補えるものの、域内の農産物は海外の農産物との競争に晒されることとなり、競争力を高める必要性が生じることとなる。その結果がもたらすものとして、農家は競争力を高めるための方策として、大規模化を図ることとなる。また、関税障壁を下げ、補助金の支給額を高めるという政策の見直しを図っていくことによって、段階的に域内の農業分野の競争力を高めていくようにシフトさせていくことにも成功した。

EU は元々、農業分野に競争力を持っていた訳では無い。域内における生産の拡大、農地の集約化、農家の大規模化、そして、域外の国々に対しても輸出を行える程の競争力を持つに至ったのも、CAP 政策の導入による要因が大きいと言える。

第3節 日本における補助金支給制度の導入

第1項 関税の引き下げと農家への補助金の直接支払い

日本の農家が小規模経営で、かつ、アメリカや中国のような広大な土地を有していないことなどの要因によって農業分野が競争力を持っていないことは、EU の CAP で導入された、農家への補助金の直接支払いが開放に向けてのヒントになると考えられる。これまで日本で行われてきた農家への保護の対応は、外国の農産物の輸入に対して高い関税を掛けることによって市場への参入を難しくすること、そして、日本政府からの手厚い農業予算であった。そのため、日本の農業分野は競争力が低い状態でも存続することが出来た。

しかし、FTA による 2 カ国間交渉の進展、そして東アジア全体での協力の動きが高まっている現在、農業分野のために、FTA による利益の損失、地域間協力が進展しないことは非常に大きな損失である。ここでは、日本の農業分野の競争力の強化、市場の開放に向けて、CAP のポイントであった、関税障壁の引き下げと、それに伴う農家への補助金の直接支払い制の導入を提言する。

これまで日本国内の農業分野の改革が行われてこなかったのは、現在ほど外国との交渉の中で農業分野が問題視されなかったためである。FTA 締結への動きが高まる中、これまで関税の引き下げを見送られてきた農業分野においても、関税を引き下げていくことを余儀なくされてきている。しかし、現在の日本の FTA の締結内容、日本政府の FTA 戦略方針からも農業分野の早期における関税の撤廃は非常に難しいと考えられる。そこで、農業分野の競争力強化、市場の開放に向けて、ここでは関税の引き下げと、それに伴う農業従事者への直接的な補助金の支払いをまず提言したい。

まず、FTA の締結に向けて、最大の焦点となっている日本の農業分野の高関税を引き下げることが必要である。しかし、ここで農産品の関税を一度に大幅に引き下げてしまうことは日本の農業分野の衰退に繋がる。FTA 締結に向けて、初期の段階では、関税の引き下げは図ることは勿論、FTA 締結により生じると考えられる農業分野への損失分を補助金という形で補うべきであると考えられる。この 2 つの取り組みによって、FTA の交渉スピードの加速と締結内容の充実、さらに、関税の引き下げが行われることでの安価な外国の農産物の輸入拡大により、日本国内の消費者は消費効率の拡大、国内農産物の競争力の強化の必要性の高まりが期待できる。

農家に支給される補助金のコストについてであるが、日本の農業関係者、農地面積の規模から考えて、他国に比較して相対的に少ないことから、コスト面での多大な負担というものは考えられにくい。ただし、ここで必要となってくる条件は補助金が適切な方法で支給され、効率的に活用されることである。実際、前述したように、現在の日本では、農業分野への補助金の支給額は農業総生産額の約半分を占めるほどになってしまっている。補助金の活用法に関しては、日本の農業形態の構造転換を図ることが必要となってくることから、EU のように構造転換のための予算を重点的に組み込むべきであり、さらに、日本の農業分野が競争力を高める必要性から、大規模な経営を図る農家に対して重点的に補助金を支払う方法に切り替えるべきである。資料からも分かるように、日本の農業従事者の平均所得は製造業と比べ、非常に低い水準にある。このような傾向からも、現在の日本の農業従事者の大部分が小規模経営、兼業農家であることが理解できるが、このような小規模な農業経営では競争力は低い水準のままであるため、農地の集約と大規模な農家の育成に向けて、大規模な農業経営者に対して補助金を重点的に支給することが必要であると考えられる。このような政策の導入により、専業農家の割合の増加、大規模経営農家の割合の増加の動きが期待できる。また、日本ではこれまで補助金の使途についても、度々、非効率性が叫ばれてきた。例え、関税による保護から、農業関係者への補助金の直接支払い制への移行が行われたとしても、補助金の使途が非効率なものであれば、

補助金の導入は意味を成さない。補助金の支給方法や対象、使用目的を明確にし、効率的な支給が行われることも必要である。

第2項 制度の段階的な見直し

次に、前述の政策導入の成果を踏まえた上での、関税の引き下げと補助金の支給の段階的な見直しの必要性についてである。政策の導入によってある程度の成果は見込めるが、関税の引き下げの効果については一度の導入では不十分であると考えられる。そのため、段階的に制度を見直していくことによる農業分野の競争力の更なる強化を図る必要がある。このようなステップを踏むことで、より一層の関税の引き下げによる FTA 締結の進展、締結内容が充実する可能性が高まり、また、国内の農業分野の競争力強化が期待できる。

そして、このような政策の段階的な見直しを行い、国内の農業分野がある程度の競争力が備わってきた時点で、補助金の支給に関して上限を設けることも必要である。これは、競争力が低い分野に関しては、補助金の支給による保護が必要であるが、段階的な見直しを繰り返していき、高い競争力を備えた分野に関しては、補助金を支給して保護する必要性がないためである。

このような段階を経過していき、農業分野の強化を図っていくことで、農家の大規模化、専業農家の割合の増加が達成され、日本の農業分野も競争力を十分に強化できるものとする。日本の農業分野の競争力が高まっていくことが、日本の FTA 推進、締結内容のより高いレベルでの合意に繋がるインセンティブとなる。

参考文献

《参考文献》

著者名 (発表年) 『書名』 出版社

Author (year) , "title, " in book, publisher (press) , page—page

浦田秀次郎 (2002) 『日本の FTA 戦略』 日本経済新聞社

浦田秀次郎 (2002) 『FTA ガイドブック』 JETRO

浦田秀次郎 (2004) 『アジア FTA の時代』 日本経済新聞社

伊藤元重 (2002) 『日本の食糧問題を考える』 NTT 出版

伊藤元重 (2003) 『日中関係の経済分析』 東洋経済新報社

小浜裕久、深作喜一郎、藤田夏樹 (2001) 『アジアに学ぶ国際経済学』 有斐閣アルマ

木村福成・鈴木厚編著 (2003) 「加速する東アジア FTA」 ジェトロ

経済産業省 (2005) 『通商白書 2005』 経済産業省

JETRO <<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>> (2002/11/13 アクセス)

《データ出典》

著者名『書名』

(図表 1-1) 東アジア域内貿易の推移

(単位: 10億ドル、%)

	東アジア域内			東アジア域内(除く日本)		
	1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年
輸出計	331.2 (40.0)	551.4 (43.5)	642.0 (43.3)	166.1 (20.1)	306.0 (24.1)	374.0 (25.2)
鉄鋼	17.5 (56.9)	25.4 (59.4)	23.5 (54.0)	6.1 (20.0)	11.2 (26.2)	9.1 (21.0)
化学工業品	15.1 (44.3)	26.7 (46.2)	33.0 (46.1)	7.3 (21.5)	14.5 (25.0)	18.1 (25.3)
機械	144.7 (32.6)	259.5 (37.8)	351.9 (41.3)	61.5 (13.9)	129.7 (18.9)	208.3 (24.5)
一般機械	44.8 (34.8)	81.4 (37.7)	106.7 (41.0)	17.3 (13.5)	39.4 (18.3)	62.3 (24.0)
電気機械	68.2 (40.7)	136.7 (47.4)	199.7 (52.5)	32.4 (19.4)	74.6 (25.9)	127.1 (33.4)
輸送機械	18.7 (16.9)	20.7 (16.4)	20.0 (13.1)	6.0 (5.4)	7.2 (5.7)	7.0 (4.6)
精密機械	13.0 (35.5)	20.6 (37.1)	25.5 (43.9)	5.7 (15.6)	8.4 (15.1)	11.9 (20.5)
その他	153.9 (48.1)	239.8 (49.8)	233.6 (45.3)	91.1 (28.5)	150.7 (31.3)	138.4 (26.8)

(備考) 1. 上段は域内輸出額、下段は域内輸出比率。
 2. データの関係から東アジアに台湾を含まない。
 (資料) 国連「UN Comtrade」から作成。

(出所) 通商白書 2004 年版より引用

(図表 1-2) 各国の資金調達手段の割合 (GDP 比 2002年)

	債券 対 GDP 比	株 対 GDP 比	銀行借り入れ 対 GDP 比
中国	33.3	37.2	167.6
香港	27.4	284.1	415.9
インドネシア	32.3	17.4	66
韓国	82.5	46.7	131.9
マレーシア	86.9	129.1	141.8
フィリピン	28.4	23.6	59.7
シンガポール	63.8	112.5	232.2
タイ	37.4	35.9	108.2
全体(日本除く)	45.5	60.2	165
ドイツ	87.6	34.5	193.9
日本	169	51.8	167.5
アメリカ	155.8	105.4	66.8
イギリス	68.3	115.6	321.2

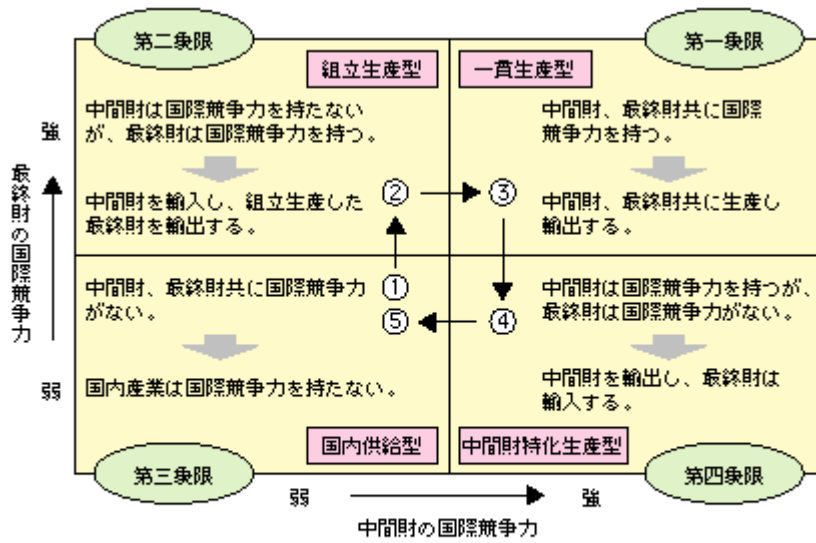
(出所)アジア開発銀行 Harmonization of Bond Market Rules and Regulation

(図表1-3)東アジア

(年)	1992年	1996年	2002年	2004年
各国・地域(日本を除く)の外貨準備高の推移	20.62	107.04	291.13	614.50
韓国	17.12	34.04	121.35	199.00
台湾	82.31	88.04	161.66	241.74
香港	35.17	63.81	111.90	123.54
シンガポール	39.89	76.85	82.02	112.23
タイ	20.36	37.73	38.05	48.66
マレーシア	17.23	27.01	34.22	66.38
フィリピン	4.40	10.03	13.14	12.92
インドネシア	10.45	18.25	30.97	34.95

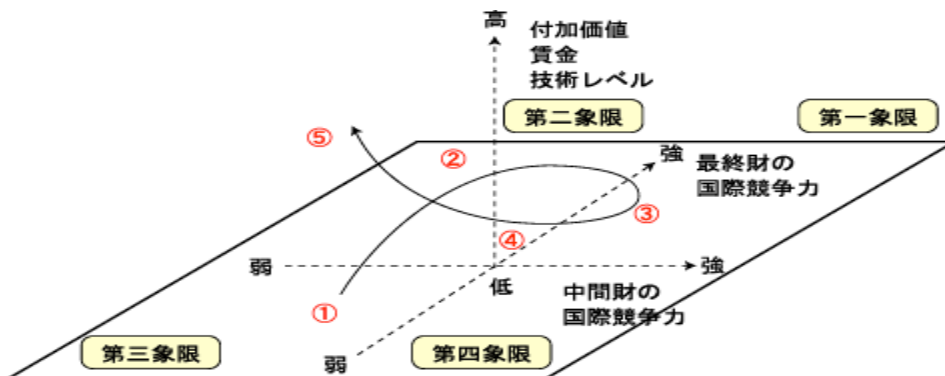
(出所) 通商白書 2005 より作成

図表 3 - 1



(備考) 国際競争力指数 = (輸出 - 輸入) / (輸出 + 輸入)
 (資料) 経済産業省作成。

図表 3 - 2



図表 3 - 3

繊維製品	中間財	最終財
インドネシア(80)	-80.0	79.9
インドネシア(90)	-2.0	87.1
インドネシア(00)	16.7	97.8
インドネシア(03)	37.1	98.2

化学製品	中間財	最終財
インドネシア(80)	-82.0	-96.0
インドネシア(90)	-71.1	6.5
インドネシア(00)	-29.8	22.7
インドネシア(03)	-18.9	16.8

鉄鋼・非鉄金属	中間財	最終財
インドネシア(80)	-24.5	-93.3
インドネシア(90)	-27.6	-41.9
インドネシア(00)	-3.8	61.8
インドネシア(03)	12.0	42.3

電気機械	中間財	最終財
インドネシア(80)	-10.8	-96.6
インドネシア(90)	-82.5	-91.5
インドネシア(00)	61.3	45.3
インドネシア(03)	61.5	34.0

輸送機械	中間財	最終財
インドネシア(80)	-82.9	-93.6
インドネシア(90)	-73.6	-94.3
インドネシア(00)	-66.6	-71.4
インドネシア(03)	-48.6	-52.5

繊維製品

タイ(80)	45.8	93.5
タイ(90)	-24.6	89.8
タイ(00)	-10.5	92.2
タイ(03)	-4.3	90.8

化学製品

タイ(80)	-83.9	-90.0
タイ(90)	-68.1	-74.2
タイ(00)	-22.3	-49.7
タイ(03)	-23.7	-38.9

鉄鋼・非鉄金属

タイ(80)	-8.2	-24.1
タイ(90)	-82.5	-28.0
タイ(00)	-58.6	44.6
タイ(03)	-60.9	36.3

電気機械

タイ(80)	-20.0	-79.4
タイ(90)	-41.5	-38.1
タイ(00)	-14.0	8.7
タイ(03)	-5.5	5.9

輸送機械

タイ(80)	-97.8	-95.4
タイ(90)	-90.8	-89.0
タイ(00)	-51.0	31.2
タイ(03)	-43.7	34.7

繊維製品

フィリピン(80)	-83.3	-69.9
フィリピン(90)	-68.4	-73.2
フィリピン(00)	-77.7	-60.8
フィリピン(03)	-75.1	-58.3

化学製品

フィリピン(80)	-83.3	-69.9
フィリピン(90)	-68.4	-73.2
フィリピン(00)	-77.7	-60.8
フィリピン(03)	-75.1	-58.3

鉄鋼・非金属

フィリピン(80)	-55.7	-75.8
フィリピン(90)	-28.6	-64.4
フィリピン(00)	-49.9	-13.8
フィリピン(03)	-55.6	-38.4

電気機械

フィリピン(80)	44.6	-77.5
フィリピン(90)	24.4	-9.2
フィリピン(00)	27.1	38.4
フィリピン(03)	23.0	43.8

輸送機械

フィリピン(80)	-62.3	-95.3
フィリピン(90)	-73.0	-88.3
フィリピン(00)	-12.3	-86.8
フィリピン(03)	-10.3	-56.0

繊維製品

マレーシア(80)	-6.2	57.5
マレーシア(90)	-43.1	75.3
マレーシア(00)	3.6	84.0
マレーシア(03)	0.3	78.2

化学製品

マレーシア(80)	-69.3	-72.5
マレーシア(90)	-44.7	-38.5
マレーシア(00)	-16.1	-23.7
マレーシア(03)	-0.3	-24.1

鉄鋼・非金属

マレーシア(80)	0.6	-68.6
マレーシア(90)	-68.9	-45.1
マレーシア(00)	-46.2	-25.4
マレーシア(03)	-42.2	-28.0

電気機械

マレーシア(80)	8.4	-42.1
マレーシア(90)	-4.5	-25.4
マレーシア(00)	-0.9	30.2
マレーシア(03)	9.4	32.5

輸送機械

マレーシア(80)	-24.7	-97.4
マレーシア(90)	-20.3	-87.9
マレーシア(00)	-26.6	-74.3
マレーシア(03)	-14.7	-82.6

繊維製品

韓国(80)	56.1	98.5
韓国(90)	43.1	88.5
韓国(00)	45.0	57.1
韓国(03)	43.3	17.6

化学製品

韓国(80)	-57.7	-34.7
韓国(90)	-49.1	-45.9
韓国(00)	3.0	-16.1
韓国(03)	3.4	-26.1

鉄鋼・非金属

韓国(80)	11.7	63.0
韓国(90)	-10.9	33.3
韓国(00)	-6.2	49.5
韓国(03)	-11.2	18.7

電気機械

韓国(80)	-17.8	23.8
韓国(90)	-7.7	-19.1
韓国(00)	7.7	22.2
韓国(03)	9.2	43.5

輸送機械

韓国(80)	-29.7	-72.7
韓国(90)	-14.5	12.8
韓国(00)	-4.4	85.6
韓国(03)	16.0	82.2

繊維製品

中国(90)	-1.4	94.5
中国(00)	-4.3	95.4
中国(03)	5.9	95.6

化学製品

中国(90)	-16.2	-28.9
中国(00)	-35.9	59.9
中国(03)	-40.0	55.5

鉄鋼・非鉄金属

中国(90)	-18.8	74.8
中国(00)	-14.4	92.3
中国(03)	-32.0	90.9

輸送機械

中国(90)	-6.5	-1.3
中国(00)	-19.1	46.7
中国(03)	-27.9	39.9

輸送機械

中国(90)	-84.6	-68.2
中国(00)	-20.9	1.8
中国(03)	-33.4	-35.1

繊維製品

日本(80)	35.3	-37.3
日本(90)	33.3	-75.3
日本(00)	35.3	-91.0
日本(03)	31.6	-91.3

化学製品

日本(80)	-5.3	-19.8
日本(90)	20.6	7.2
日本(00)	24.7	-13.9
日本(03)	26.1	-10.1

鉄鋼非金属

日本(80)	32.6	77.9
日本(90)	-1.2	57.7
日本(00)	20.5	-14.9
日本(03)	30.2	-27.9

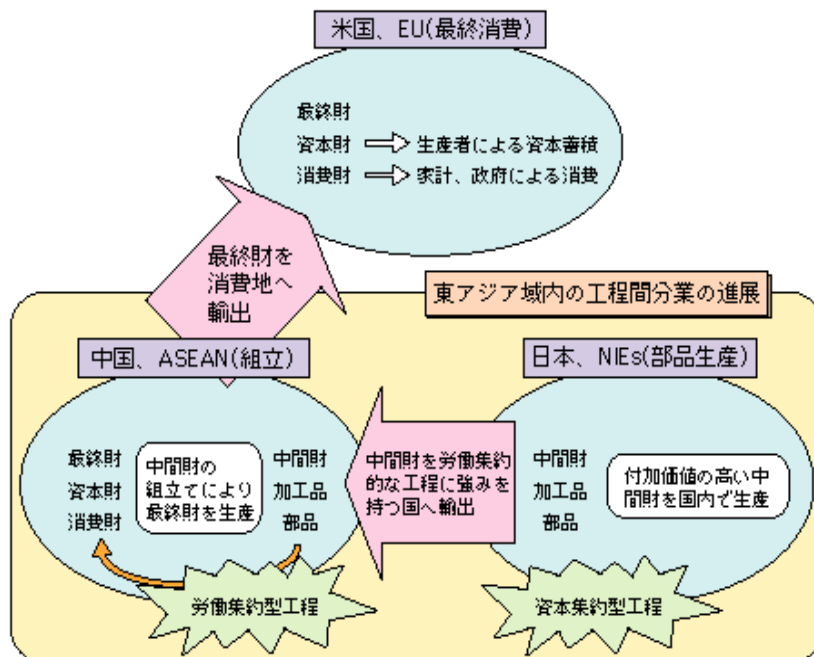
電気機械

日本(80)	58.3	50.1
日本(90)	67.7	81.0
日本(00)	42.9	35.7
日本(03)	40.9	33.5

輸送機械

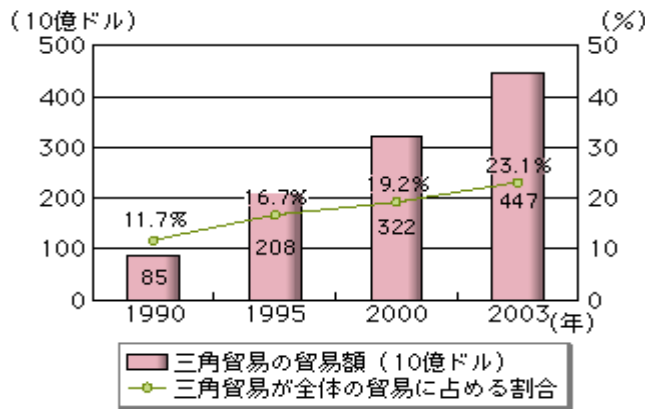
日本(00)	71.6	75.3
日本(03)	66.0	75.6
日本(80)	87.0	85.4
日本(90)	83.2	70.4

図表 3 - 4



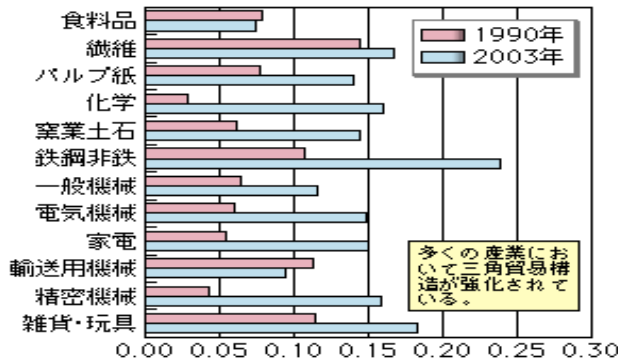
(資料) 経済産業省作成。

図表 3 - 5



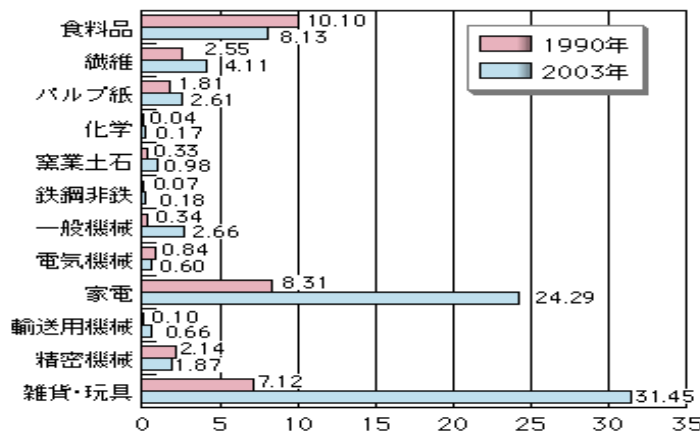
(備考) 三角貿易の貿易額=日本・NIEsの対中国・ASEAN
 中間財輸出+中国・ASEANの対欧米最終財輸出。
 三角貿易が全体の貿易に占める割合
 =(三角貿易の貿易額)/(日本・NIEsの対世界輸出
 +中国・ASEANの対世界輸出)。
 (資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

図表 3-6



(資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

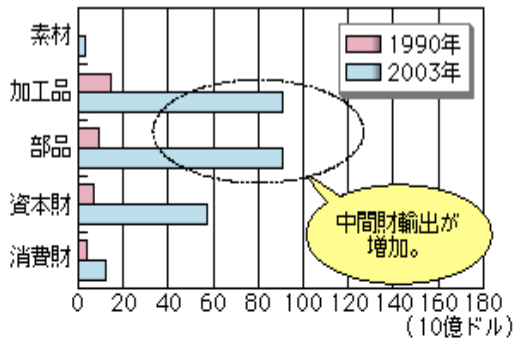
図表 3-7



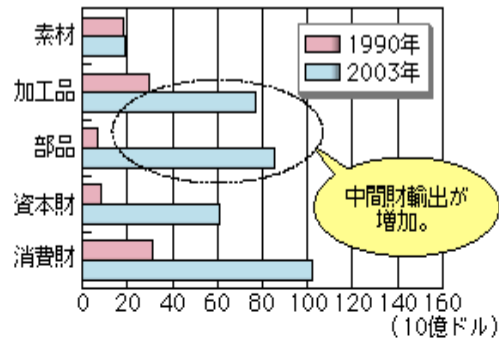
(備考) 計算式は以下の通り。
 現地調達指数=(中国・ASEANの対世界最終財輸出)/(中国・ASEANの対世界中間財輸入)
 (資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

図表 3-8

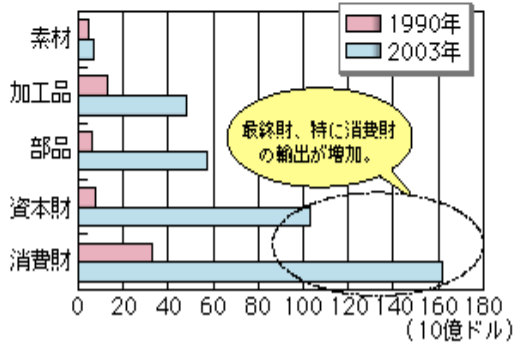
日本・NIEs→中国・ASEAN



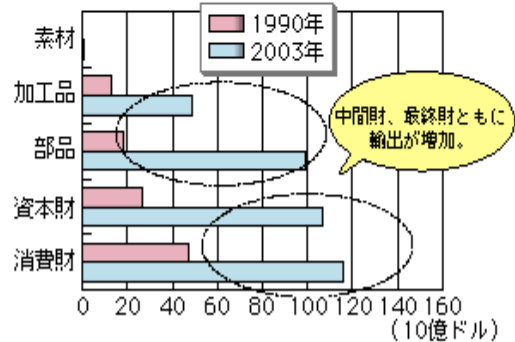
中国・ASEAN→日本・NIEs



中国・ASEAN→EU・米国

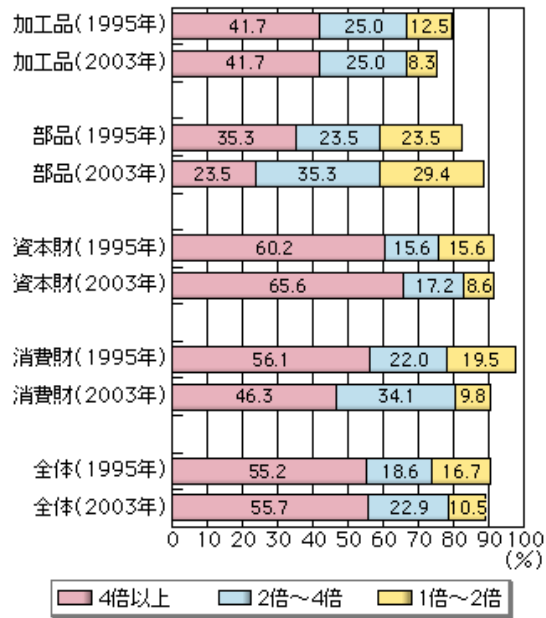
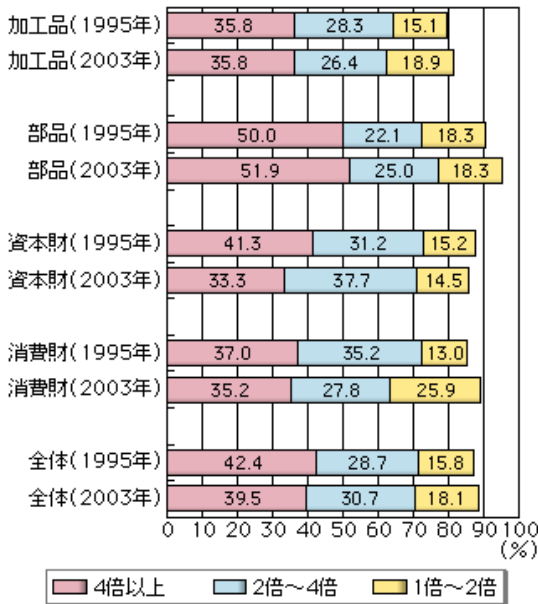


日本・NIEs→EU・米国



(資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

図表 3 - 9



(備考) 単価指数 = 日本の対中国輸出の単価 / 中国の対日本輸出の単価
 単価指数のそれぞれの割合は、品目数で算出している。詳細については本文を参照。
 (資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

(備考) 単価指数 = 日本の対米輸出の単価 / 中国の対米輸出の単価
 単価指数のそれぞれの割合は、品目数で算出している。詳細については本文を参照。
 (資料) 経済産業研究所「RIETI-ID 2005」から作成。

図表 4-1 (産業内貿易指数)

	中国	インドネ シア	韓国
食料品	0.06	0.04	0.04
繊維製品	0.04	0.47	0.74
非金属製品・鉱物製 品	0.26	0.87	0.32
金属及び同製品	0.86	0.28	0.67
化学製品	0.57	0.8	0.43
機械機器 (自動車)	0.97 0.01	0.51 0.015	0.6

図表 4-2 (1997年保護率)

Table 4 Import Protection of East Asian Economies in 1997

<i>Rate of protection</i>			NIEs	ASEAN
Sector	China	Japan	Korea	Indonesia
Agriculture	41.3%	58.4%	110.9%	5.2%
Forestry	2.6%	0.2%	2.0%	1.1%
Fishing	14.2%	4.9%	15.8%	7.5%
Mining	0.2%	-1.4%	3.9%	2.8%
Food products and beverages	37.4%	50.0%	37.7%	14.8%
Textiles	25.7%	10.7%	8.0%	15.6%
Pulp, paper and paper products	11.7%	2.2%	5.3%	6.2%
Chemicals	12.6%	2.3%	7.0%	7.1%
Iron, steel and metal products	9.7%	1.0%	4.9%	8.1%
Transportation machinery	18.9%	0.0%	4.6%	25.4%
Electronic equipment	11.9%	0.0%	8.0%	8.1%
General machinery	13.5%	0.3%	7.8%	3.9%
Other manufacturing	16.9%	5.5%	7.3%	9.5%

Note: Figures indicate trade barriers by industry and by country/region. Trade barriers are defined as: (the value of imports at domestic market price - the value of imports at world price) / the value of imports at world price (%).

Source: GTAP Version 5.

図表 4-3 (2001年関税率)

Table 6 Average tariff rates in ASEAN+3, 2001

	Japan	China	Hong Kong	Korea	ASEAN						
						Indonesia	Malaysia	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
Agriculture and food	30.2	37.6	0.0	81.7	13.9	5.0	17.1	9.5	0.4	29.4	30.7
Natural resources	0.1	0.3	0.0	3.8	0.8	0.3	1.4	3.1	0.0	0.4	3.2
Textile and apparel	9.0	20.5	0.0	10.0	11.1	8.6	12.3	6.5	0.0	18.5	21.4
Wood and paper products	1.1	9.0	0.0	4.0	5.4	3.4	6.6	4.7	0.0	11.0	12.0
Chemical products	1.1	13.0	0.0	6.7	5.2	4.4	5.9	4.5	0.0	11.7	7.3
Metal products	0.5	7.5	0.0	3.8	5.6	5.9	8.5	3.9	0.0	9.3	4.7
Machinery	0.0	11.5	0.0	3.4	1.8	2.8	1.6	0.7	0.0	6.3	7.8
Transport equipment	0.0	20.5	0.0	3.9	14.6	9.6	31.7	11.5	0.0	24.0	42.1
Other manufacturing	5.3	13.9	0.0	8.5	6.1	6.5	6.8	6.1	0.0	7.1	18.4
Trade	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Construction	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Transport and communication	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Public services	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other services	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Manufacturing	1.7	12.7	0.0	4.7	4.2	5.0	4.8	2.4	0.0	9.6	13.0
Total	4.1	11.6	0.0	8.5	4.0	3.6	4.7	2.8	0.0	8.8	10.0

Data source: authors' calculation, based on GTAP ver.6 database.

(図表 5-1) 1970 年～2003 年までの農業形態の推移

年次	農 家 数 (1,000戸)										
	専 業・兼 業 別					経 営 組 織 別 農 産 物 販 売 農 家 4)					
	総 数	専 業 農 家 1)	兼 業 農 家			総 数	単 一 経 営 #	準 単 一 複 合 経 営 #	複 合 経 営	単 一 複 合 経 営	複 合 経 営
計			第1種 2)	第2種 3)							
昭和 45 年	5,342	831	4,510	1,802	2,709	4,567	a) 3,997	a) 2,622	...	570	
50	4,953	616	4,337	1,259	3,078	4,047	a) 3,715	a) 2,312	...	332	
55	4,661	623	4,038	1,002	3,036	3,816	2,604	1,782	865	347	
60	4,376	626	3,750	775	2,975	3,333	2,505	1,692	764	273	
平成 2 年	3,835	592	3,243	531	2,712	2,793	1,965	1,365	630	198	
7	2,651	428	2,224	498	1,725	2,488	1,903	1,376	461	124	
12	2,337	426	1,911	350	1,561	2,155	1,668	1,170	382	105	
13	2,291	433	1,858	319	1,539	2,114	1,639	1,151	372	103	
14	2,249	439	1,809	300	1,509	2,073	1,609	1,130	362	102	
15	2,205	443	1,763	289	1,474	2,030	1,577	1,107	352	102	

年次	農 家 数 (1,000戸)										
	経 営 耕 地 規 模 別										
	都府県	0.5ha 未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha 以上	北海道	1.0ha 未満	1.0～5.0	5.0～10.0	10.0ha 以上	
昭和 45 年	5,176	1,999	1,604	1,272	301	166	36	63	41	25	
50	4,819	1,995	1,436	1,076	312	134	27	48	33	26	
55	4,542	1,922	1,304	981	335	120	23	39	30	29	
60	4,267	1,856	1,182	883	346	109	20	32	26	31	
平成 2 年	3,739	1,560	1,049	782	348	95	17	24	22	32	
7	2,578	633	925	682	339	74	7	18	17	32	
12	2,274	545	813	592	324	63	6	14	13	30	
13	2,230	529	800	578	324	61	6	13	13	29	
14	2,189	517	782	566	323	60	6	13	12	29	
15	2,146	503	765	556	322	59	5	12	12	29	

年次	農 家 人 口 (1,000人)									総人口に対する 農家人口の割合 (%) 7)
	総 数	# 農業就業 人口 5)	男			女				
			計	15～59歳 6)	60歳以上	計	15～59歳 6)	60歳以上		
昭和 45 年	26,282	10,252	3,973	2,657	1,316	6,279	4,825	1,454	25.6	
50	23,197	7,907	2,975	1,835	1,140	4,932	3,574	1,358	21.0	
55	21,366	6,973	2,674	1,532	1,142	4,300	2,943	1,356	18.4	
60	19,839	6,363	2,478	1,227	1,252	3,885	2,369	1,515	16.5	
平成 2 年	17,296	5,653	2,249	885	1,364	3,404	1,758	1,646	14.0	
7	12,037	4,140	1,767	608	1,159	2,372	1,053	1,320	9.6	
12	10,467	3,891	1,721	533	1,187	2,171	793	1,378	8.3	
13	10,169	3,820	1,694	518	1,176	2,126	762	1,363	8.0	
14	9,898	3,751	1,667	495	1,172	2,083	731	1,352	7.8	
15	9,647	3,684	1,645	485	1,160	2,039	706	1,333	7.6	

平成12年以前は「農林業センサス」(2月1日現在)、13年以降は「農業構造動態調査」(1月1日現在)による。「農家」とは、調査期日現在で経営耕地面積が10a以上(昭和60年までは東日本10a以上、西日本5a以上)の農業を営む世帯又は経営耕地面積がこれに満たないものであっても1年間の農産物の販売額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。「農家人口」とは、農家の総世帯員をいう(出稼ぎ、療養等で調査期日現在その家にいなくても、生計を共にしている者は含む)。調査対象は、平成7年は長崎県島原市及び深江町の一部を除く。平成14年以降は東京都三宅村を除く。平成7年以前は全農家の数値、12年以降は販売農家のみの数値であるため、7年以前とは接続しない。1) 世帯員中に農業以外で収入を得ているものが1人もいない農家。2) 農業所得を主とする農家。3) 農業所得を従とする農家。4) 調査期日前1年間に農産物の販売に該当があった農家。農産物の販売金額1位部門の販売収入が総販売金額に占める割合によって、80%以上を単一、60～80%未満を単一複合、60%未満を複合経営農家としている。5) 15歳以上(平成2年以前は16歳以上)の世帯員で調査期日前1年間に農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち、農業が主である者。6) 平成2年以前は16～59歳。7) 総人口は前年10月1日現在の推計人口又は国勢調査人口。a) 単一複合経営農家を含む。
資料 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課「世界農林業センサス農家調査報告書」「農業構造動態調査報告書」

(出典：農林水産省 HP)

(図表 5-2) 国民総生産と国家予算に占める農業分野の割合

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
国民総生産(10 億円)	500,968	497,203	501,254
うち農業総生産	5,230	5,230	—————
シェア(%)	1,1%	1,1	—————
一般会計国家予算(億円)	863,526	836,896	819,396
うち農業関係予算	26,327	25,426	24,326
シェア(%)	3,0	3,0	3,0

(農林水産省 HP より作成)

(図表 5-3) Agenda2000 に基づく EU 予算の枠組み

(単位: 百万 EURO、%)

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	合計	シェア
1. 農業	40,920	42,800	43,900	43,770	42,760	41,930	41,660	297,740	46.2
CAP	36,620	38,480	39,570	39,430	38,410	37,570	37,290	267,370	41.5
農村開発	4,300	4,320	4,330	4,340	4,350	4,360	4,370	30,370	4.7
2. 構造政策	32,045	31,455	30,865	30,285	29,595	29,595	29,170	213,010	33.0
3. 域内政策	5,900	5,950	6,000	6,050	6,100	6,150	6,200	42,350	6.6
4. 対外政策	4,550	4,560	4,570	4,580	4,590	4,600	4,610	32,060	5.0
5. 行政経費	4,560	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	33,660	5.2
6. 予備費	900	900	650	400	400	400	400	4,050	0.6
7. 加盟前助成	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	21,840	3.4
合計額	91,995	93,385	93,805	93,005	91,465	90,795	90,260	644,710	100.0

(農林水産省 HP より作成)

(図表 5-4) 農林水産業関係予算の内訳

	12年度	13年度	14年度
一般会計国家予算総額	849,871	826,524	812,300
農林水産業関係予算総額	34,281	34,003	31,905
公共事業費	17,648	17,400	15,056
農業農村整備事業	10,926	10,766	9,242
林野公共	3,909	3,878	3,387
水産公共	2,315	2,277	(水産基盤整備) 1,988
災害復旧	192	192	192
NTT (Aタイプ)	8	2	3
その他	298	285	(沿岸) 247
一般事業費	14,394	一般事業費 9,651	一般政策費 15,587
主要食糧関係費	2,239	食料安定供給関係費 6,952	
食管特別会計繰入	2,239		

	15年度	16年度	17年度
一般会計国家予算総額	817,891	821,109	821,829
農林水産業関係予算総額	31,114	30,522	29,672
公共事業費	14,378	13,712	13,124
農業農村整備事業	8,789	8,345	7,956
林野公共	3,272	3,172	3,080
治山	1,456	1,347	1,268
森林整備	1,816	1,825	1,812
水産基盤整備	1,890	1,781	1,689
海岸	236	221	207
災害復旧等	192	192	192
(施設費)	(1,291)	(1,302)	(1,324)
一般事業費	9,860	9,984	9,793
食料安定供給関係費	6,875	6,825	6,755

(単位：億円 出典：農林水産省 HP)

(図表 5-5) CAP 導入による規模別農家戸数及び平均経営規模等の推移

年次	1-5ha	5-10ha	10-20ha	20-50ha	50ha-	合計	平均面積	農地面積	備考
1960	3,149.1	1,360.6	1,091.0	612.2	151.6	6,364.4	10.3	65,812	EU6
1970	2,306.6	943.6	891.9	654.9	181.9	4,979.0	12.7	63,060	EU6
1980	1,956.1	768.7	788.7	836.1	341.5	4,691.1	18.2	85,230	EU9
1985	2,275.8	826.1	750.9	816.9	366.9	5,036.6	17.4	87,634	EU10
1990	4,803.9	1,012.0	815.2	859.5	502.5	7,993.0	15.0	119,581	EU12
1995	4,193.6	960.3	782.0	848.4	585.7	7,370.0	17.4	137,076	EU15
1997	3,901.7	929.2	757.7	802.0	585.7	6,989.2	18.4	134,631	EU15
2000	3,899.5	833.8	691.1	738.3	603.3	6,766.1	18.7	130,339	EU15

(農林水産省 HP より作成)

地域別の農産物貿易額

(単位：億ドル)

	北米	南米	EU15	オセアニア	アジア	アフリカ	日本	中国(参考)
輸出額	753.3	412.5	555.3	232.4	695.6	151.6	19.3	147.8
輸入額	609.7	113.6	600.7	55.4	937.3	220.2	350.6	186.5
純輸入額	▲ 143.6	▲ 298.9	45.4	▲ 177.0	241.7	68.6	331.3	38.7

資料：FAO「FAOSTAT」

注：1) 地域区分は「FAOSTAT」に準じる。ただし、アジアは日本を除いたもの。

2) EU15とは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシア、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国のことで、現在のEU加盟国から2004年の新加盟国(10か国)を除いたもの。

3) EU15は域内流通を除いたもの。

(2001~2003年の3ヵ年平均 出典：農林水産省 HP)

主要国の農産物輸出入額

(単位：億ドル)

	農産物輸入額	農産物輸出額	純輸入額
米 国	534.8	623.0	▲ 88.2
ド イ ツ	455.9	328.5	127.4
日 本	369.9	17.0	352.9
イギリス	350.5	171.9	178.6
フランス	306.6	420.5	▲ 113.9

資料：FAO「FAOSTAT」

注：純輸入額=輸入額-輸出額

(出典：農林水産省 HP)